

第 22 回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第 4 日)

平成 20 年 6 月 13 日 (金曜日)

出席議員 (20名)			2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ ゑ
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (1名)	1番	石 堂 基		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一良	事務副局長	谷村 忠則
説明のため出席 した者の職氏名 (27名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	長 尾 富 夫
	まちづくり課長	前 沢 敏 美	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	小 河 正 文	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	木 村 佳 都 男	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	広 瀬 秋 好	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	谷 口 行 雄	教 育 委 員 会 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫	南 光 支 所 長	春 名 満
	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1. 一般質問

日程第 2. 発議第 5 号 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

日程第 3. 議案第 56 号 工事請負契約の締結について

午前 9 時 3 0 分 開会

議長（西岡 正君） それでは、おはようございます。昨日に引き続き早朝よりお揃いでご出席をいただきまして誠にご苦労様でございます。

ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に入ります。

日程第 1. 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第 1 は、昨日に引き続き一般質問を行います。通告に基づき順次議長より指名をいたします。

21 番、鍋島裕文君の一般を許可いたします。

〔21 番 鍋島裕文君 登壇〕

21 番（鍋島裕文君） おはようございます。21 番、日本共産党の鍋島です。

私は、まず旧上月町の同和対策事業である小集落地区改良事業後の宅地の所有権未登記問題について質問いたします。

4 月 21 日の議員連絡会で町長は、同改良事業後 8 人 9 筆分が長期に亘って所有権移転登記がされず町名義のままとなっており固定資産税が課税されていないことが平成 18 年度に発覚していたことを報告しました。議会への報告は、この 4 月 21 日の連絡会が最初でありました。

そこで第(1)点目の質問として、町長の報告によれば、2 年前に発覚していたとのことですが、当然、その時点で議会に報告すべきではなかったか。また、合併時点では、なぜ分からなかったのか明らかにされたい。

第(2)点目として、この 8 人 9 筆分の町名義宅地の内容について伺います。

その①、この用地は町有財産土地集計票での記載はどのようになっているのか。

その②、この 8 人の方の不良住宅除却跡地は全て個人名義のままで、町有地に所有権移転登記がされていないのかどうか。その固定資産税は、地権者に、この間課税されているのか。

その③、この 9 筆の固定資産税額を仮に算出すると総額はいくらとなり、不良受託除却跡地の固定資産税総額はいくらか。

その④、これらの宅地の交換契約書は存在するのか。存在すれば、この 9 筆については、町名義であっても法的には「現況課税」できるのではないか。

第(3)点目として、この問題の原因と責任についてどう考えるのか。

次に、公正な入札・契約制度を求めて質問いたします。

今回の水道汚職事件の再発防止対策について、前の議会で質問し、当局の真剣な対応を

求めました。この問題の重要な教訓の1つは、議会に対しても入札契約事務の全般に対する普段の厳しい行政へのチェックを求めているものであります。

そこで、次の点について伺います。

第(1)点目として、丸投げ問題を追及した空山池災害復旧工事では、現場代理人不在がこの議会で確認されました。これは、約款違反であることを当局が認めたわけですが、業者へのペナルティーはどうされたのか。

第(2)点目、昨年9月議会で最低制限価格の公表について、町長は「公表してもよい」との答弁でしたが、今年度公表の開札結果表では未公表であります。どうされるのか。

第(3)点目として、水道汚職事件の判決公判が5月15日に行われ、藤元被告に執行猶予のつかない懲役1年6ヵ月という厳しい実刑判決がくだされ、同被告は即日控訴したが、後日、控訴を取り下げたことにより、この刑が確定しました。

そこで、その①の質問として、町職員の有罪判決で「執行猶予のつかない実刑判決」は、過去旧町ではなかったのではないかと。この厳しい判決に対する町長の見解を伺います。

その②として前の議会で私は、「公判を傍聴し、教訓を」と指摘いたしました。傍聴を通じて、どの様な教訓を引き出されたのか。

その③として、当局は、事件発覚後、随意契約の見直しをしたとのことですが、1社見積問題は、財務規則を遵守すべきではないか。

その④として、地籍調査業務委託での県土地改良事業団体連合会の1社見積での随意契約は問題はないのか。

第(4)点目の質問として、この間、指名競争入札を辞退する業者が出ていますが、辞退と欠席の違いは何か。また、それぞれの辞退や欠席の理由をどのように把握されているのか。そして、辞退や欠席が数回に渡ればペナルティーは考えないのか。

最後に、この間、共産党町議団が実施した町民アンケートに寄せられた町民の声について伺います。この間、私達は、町内全戸を対象に「生活アンケート」を配布し、その結果、多くの町民の方から町政全般に対する声や要望が寄せられています。現在、アンケート結果の中間集計を行っていますが、その中の2、3の町民の声を紹介し、町長の見解を求めます。

第(1)点目として、町道認定基準からして、今年度地元要望が出されている櫛田石井地区の認定はどうなるのか。同道は、過去町道に認定された後、廃止されたという経過があるようですが、町道認定基準の最大のもは「私道等民地の町への寄附」と思われます。佐用町道路管理条例第2条第4項の基準をパスしても町道認定されないケースがあるのか。

第(2)点目、法定外公共物の道路舗装要望に対し、その道路が生活道路として利用されていれば、舗装工事費に対しての町補助制度を検討されてはどうか。

第(3)点目、住民票や各種証明書の発行は勤労者のため「土曜、日曜日も」や「平日の午後7時ぐらいまで」は対応して欲しいとの声があります。土日の祝日は困難性が大きければ、せめて午後7時ぐらいまでは真剣に検討すべきではないか。

第(4)点目として、水道管の添架橋の近辺に止水弁が設置されていない例として仁位橋があります。この様な例は町内では他にもあるのか、善処すべきではないか。

以上、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、鍋島議員からの多岐にわたる項目についてのご質問をい

ただいておりますので、順次、お答えをさせていただきます。

最初に、小集落改良事業に伴う上月町、旧上月町での所有権移転登記問題についてのご質問であります。まず第(1)点目の、2年前に発覚した時点で議会への報告をすべきではなかったかということで、ご質問いただいたんですけども、今年4月に議会に報告をさせていただきました時にですね、私が、どうも記憶にはないんですけども、記録を見ますと、一昨年という言い方をしたようであります。それで、18年度にということで、鍋島議員の方は記録されたということで、実際にはですね、これは私のいい間違いでありまして、昨年と言わなきゃいけなかった。で、昨年の、職員から報告を受けたのが昨年の8月でございました。まあ、その点については、お詫びさせていただきます。

まあ、それ以後ですね、また、個人住宅の底地がなぜ町名義なのか詳しく調査をするために、小集落改良事業の契約関係の書類を、色々探しだしました。また、旧町での関係の職員の方たちからも事情を聞かせていただくなどの調査と確認をしたためにですね、議員に、その報告をするのは、4月になってからの報告となりましたので、まあ、そういう時間を要したことについてご了解いただきたいと思っております。

これは、旧町時代の事務の引き継ぎとその後のチェックがしっかりとされていなかったために起こったものというふうに推察しますけれども、合併時点においても、当然、引継ぎがされておりませんでしたので、税務課においてチェックした時に、まあ、それが発覚するまでは、誰にも分からなかったということでございます。

次に、町有財産の記載はどのようになっているのかとのことですが、財産台帳上での関係する町有地は、「小集落改良事業用地」として、平成18年度末に817.72平米の面積が「その他」の土地として計上がされております。しかし、9筆の未登記の土地の面積は2,815.39平米でありまして、この差は約2,000平米近くあるわけですけれども、当然、これについては、財産台帳には記載はされておられません。また、小集落改良事業での土地交換契約に基づき、個人から町有地に所有権移転登記をしなければならない土地は2筆でございます。課税につきましては、固定資産税の納税義務者は、地方税法第343条の規定によりまして、台帳課税主義でございますから、地権者に課税をしております。

次に、所有権移転登記ができていない9筆の土地の、平成20年度の合計評価額は、これは、さっきの岡本議員からのご質問にもお答えしましたけれども、約1,900万円ですが、小規模住宅用地の課税標準の特例等により、合計課税標準額は約370万円となり、固定資産税の年税額は約5万2,000円となります。また、個人から町有地にするべき土地2筆の固定資産税の年税額は試算では数十円というふうに課税をしている状況にあります。

次に、小集落事業の土地交換契約書は存在をしております。契約書はありますが、先に述べましたように、固定資産税の納税義務者は地方税法第343条の規定によりまして、台帳課税主義であり、土地家屋については、登記簿又は土地・家屋補充台帳に所有者として登記されている者をもって、その所有者として課税をするものでございます。

現況課税は固定資産の地目や評価額等に適用されることから、旧上月町名義の土地を「交換契約書」により、個人に課税することは違法であり、課税できないことをご承知いただきたいと思っております。また、この問題については、岡本議員の質問でもお答えしましたように、旧上月町の内部での事務の引継ぎ、連絡体制、また、その後の課税段階でのチェックに問題があったわけで、継続的に所有権移転の確認、関係者との面談などが十分とれていなかったためと思っております。当時の関係職員の方も大方が退職されておりますし、責任追及というようなことにつきましては、当然まあ、これは実際できませんし、新町として、所有権移転が未登記となっている方と相談、面談をして、問題解決に向けて努力してまいりたいと、することが肝要であると考えております。早期の解決に向けて努力をしてまいりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に「公正な入札契約制度を」についてということのご質問でございます。

まず、第(1)点目の業者へのペナルティーについてであります。空山池の現場管理者が不在だった問題につきましては、ペナルティーというものは課しておりません。しかし、今後、このようなことが無いように、当然、注意をしなければならないということで、2月に元請業者に来庁、役場に来ていただいて、文書をもって嚴重注意書を手渡しております。

次に、最低制限価格の公表につきましては、新年度から公表すると考えておりましたが、財政課の方で、その辺にきちっと指示ということが、正式にされておりましたので、4月からの入札について公表されておりましたが、報告どおり、今後は公表するように、指示をいたしております。

次に、水道の、今回の水道の汚職事件の判決についてでございますが、懲役3年の求刑に対して、判決は執行猶予のつかない1年半という重い刑でありました。まあ、このことは、今回の事件が計画性と巧妙さに対する厳しい判決であり、公務員への信頼を著しく失墜させるものでありました。この判決を真摯に受け止めまして、今後の教訓として活かし、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、随意契約の見直しということについてでございますが、基本的には財務規則に、当然、定めてありますように、原則2社以上の見積もりを取って契約するように各課に指示をいたしております。更に、なぜ随意契約にしなければならないかということについて、課内での協議内容や見積もり業者選定の経緯など、今まで以上に詳しい説明を付して決裁伺いを作成しております。また、どうしても事業の内容によって、先般の天文台公園の望遠鏡の鏡の再メッキのような場合があるわけですが、1社としか見積が取れない場合など、特殊なケースにつきましては、その理由を明らかにした上で、直接報告をするように指示をいたしております。

次に、地籍調査事業業務委託の県土地改良事業団体連合会への随意契約ということについてでございますが、連合会に委託した理由につきましては、国土調査法第10条並びに国土調査促進特別措置法第2条第2号の規定により、農林水産大臣が認可した営利を目的としない公益法人であるため、土地改良事業団体連合会に委託することができることになっております。その目的、性格からして競争入札になじまない公益法人であり、一般業者に比べて安価に契約することができ、特に財団法人等を対象とする場合は、地籍調査算定要領により諸経費率が10パーセント、一般管理費率が20パーセント低く積算をしております。また、地籍調査業務に精通しており、土地改良換地士等地籍の実務経験が豊富で職員体制も整っておりますので、1社のみで契約をしております。

なお、地籍調査事業につきましては、本年度は前年度に比べて1.75倍の事業費の増となっており、面積につきましても25.09平方キロで約2倍に増えております。今後も県連合会、森林組合、民間の専門技術者を活用し、更なる地籍調査事業の推進拡充を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、指名競争入札での辞退と欠席の違いについてでございますが、これは辞退の取り扱いは、入札開始時間までに入札辞退届による書面により申し出があった場合といたしております。欠席については、当然、入札開始時間にも連絡もなく入札に参加しなかった場合は、当然欠席であります。そうした場合のペナルティーということではありますが、無断欠席が当然続けばペナルティーは課さなければなりません。しかし、辞退につきましては、入札行為も、それぞれ発注者、受注者、対等な関係で行うわけでありまして受注者側の企業側から、辞退届けがきちっと出されておれば、ペナルティーを課すことは逆に問題ではないかというふうに思います。

次に、町道認定基準からして、町民の要望ということについての質問であります。

町道認定基準からして、今年度地元要望が、たくさん出されている櫛田石井地区の認定

はどうなっているのかというご質問でございますが、ご指摘されていますように、町道の未認定の生活道路の改良については、平成17年10月1日制定の、佐用町道路の管理等に関する条例第2条第4項に3つの条件が謳われております。これらをクリアすることにより経費の負担が免除できるものとしたしております。

3つの条件とは、1つには、道路幅員は、概ね2.5メートル以上とする。

2つ目に、補償費は対象外として、用地は寄附採納とする。

3つ目には、工事完成後は、町道に編入するものとする。となっております。

お尋ねの箇所は、延長約50メートル、幅員は現町道東線と接するカ所のみが2.5メートル以上であります。全延長通じてほぼ2.5メートル以下の、民家4戸に通ずる現況道路であります。課題は、幅員を満たさないこと、満たしていないこと。用地の寄附採納の意思の明確性が不透明なことで、合併後の佐用町では、3つの条件が満たされて初めて町道認定という運びといたしておりますので、該当カ所の町道認定には無理があるように考えております。なお、町道未認定でありましても、当然、生活道路としての位置づけは承知いたしておりますので、合併時制定の佐用町私道整備事業交付要綱に則りまして舗装等の工事につきましての補助はできますし、そういうことは、既にやっております。

次に、法定外公共物、赤線の道路舗装の要望に対しての町の対応でございますが、このことにつきましては、町道認定・未認定に関わらず、当然1戸以上の民家に通ずる現況道路、いわゆる生活道路につきましては先ほど述べました合併時制定の佐用町私道整備事業交付要綱に則りまして補助を行いながら整備を行っておりますので、対応は可能でございます。

次に、住民票や各種証明書の交付を土曜や日曜や、せめて平日の午後7時ぐらいまではということでございますが、議員もご承知のとおり平成19年4月1日から終業時間を午後5時30分に延長して、少しでも、まあ、住民サービスの向上に努めているところでございます。住民票や各種証明書の発行は電算システムにより発行をしているところであり、土曜日・日曜日の休日につきましては、電算システムの管理運営上の関係や係の職員の配置等の関係で困難でございます。なお、どうしても平日に来られない場合は郵便による交付申請の方法などもっておりますので、ご利用をいただきたいというふうに思っております。

次に、水道管の添架橋の近くに止水弁が設置されていない例が他にもあるのかということでございますが、水道送配水管の布設を、国県・町道の橋梁等に添架している箇所は、町内に数多くあるわけでありまして。ご質問の、添架橋近くに止水弁を設置していない箇所も、仁位橋以外にも多くございます。添架橋等の両端において止水弁を設置することが最善の工法でありますけれども、集落内の送配水管の布設路線の状況、また、バイパスルート等の布設工事によりまして、様々な工法を検討して、施工いたしておりますので、この点もご理解賜りたいと思います。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） どうもありがとうございました。じゃあ、再質問させていただきます。

まず、所有権移転登記問題であります。まあ、あの、まあ所有権移転問題は、事件は旧上月町のことだということで、してしまえばね、それは、それまでではあるんですが、私

は、今の行政、今の議会の問題として、この問題を考えたい、そういう事で、この質問を行っているわけであります。

それで、まず2年間議会に報告しなかった点は、4月21日の町長報告が勘違いであったと言われましたので、それは、そういう事にします。それで、昨年8月に発覚したということであります。例え、昨年8月に発覚したとしても、この4月21日までという事で言えばね、やっぱり9ヵ月からの期間がありますし、その間、当然定例議会も9月、12月、3月議会と3つも定例議会は行われているわけですね。まあ、議員連絡会は、毎月ということで。それで、私が聞きたいのは、4月21日の報告はどんな内容だったかということでありますけども、この内容はね、まあこういう異常な実態が分かったと。で、詳しい内容についてはね、今、調査中であるという報告であったんですね。ですから、この4月21日の内容であれば、これは9ヵ月も議会に報告できないというものではなかった。私は、何が一番問題かと言うと、やっぱり議会の使命、職責というのはね、これは、重要な面として行政のチェックというのが、これはどうしてもあるんですね。これは重要な職責です。議会の。だから、議会が、その仕事を果たそうと思えば、これは行政情報をね、やっぱり議会に公開してもらわないと、これはチェックのしようがないんですね。そういった点では、議会としての仕事ができない。まあ、それ程重要な問題ですね。この当局の情報公開というのは。まあ、そういう角度からしたら、これは21日程度の報告であればね、これは9ヵ月もおかず、まあ9月議会、12月議会までにはね、こういう事態が発覚して調査中という報告ができたのではないか。この様に考えるんですけども、そのあたりはどうも、関係者の意見聴衆やどうのこうのということとは分かります。そういう調査されるのは必要だから。しかし、それがゆえにね、議会に9ヵ月も報告ができなかったということには当たらない。こう考えるのは自然じゃないかと思うんですけど、このあたりどうでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。町長。

町長（庵途典章君） まあ、私も8月に聞いた時も、その税務課の方からですね、こういう状態がありますというだけで、これは非常に訳が分からない。こんな事が、本当にそうなのか事態も分からないんでね、当然、まあ、調査をしないと分からないという事で、それぞれ関係のところで調査をなさいという指示もしておりますし、まあ、議会にですね、当然色々と、その状況、行政の執行状況なり、そういう課題問題、こういう事は、議会に報告するという事は、町民の皆さんに明らかにすることですから、ただ、その明らかにする為にはですね、やっぱり執行者の責任として無責任と言いますか、その混乱するような事をお話を、間違った事を報告するわけにはいきません。やはり、それなりに、きちっと責任ある調査なり状況を把握した上でね、やっぱり報告をするという事は、これは、私は執行者としての責任だと、逆にね、とっております。ですから、あの、まあ、今回も、この非常に古い事業ですから、まあ、そういう、その色んな当時の契約書とか、当時の話というのは、中々分かりませんから、1つひとつ、その皆、財政課また当時の関係者、そういう形で調べて来たという事ですので、まあ、それがほなら3月ぐらいに報告できなかったかと言われれば、当然、それは3月にも同じ様な事であればできたかも分かりません。その後の調査をもってという事で、4月に報告をさせていただきました。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君）　　まあ、町長が、その報告した内容であればね、まあ、それは、21日の報告内容を確認してください。私は、もっと早くね、議会に報告できたというふうに思います。これは、できる、できないという問題じゃなくって、やっぱり議会は議会の立場があるわけですから、その職責からしてね、やっぱり、そういった異常事態や不祥事が発覚したら、分り次第、行政側は議会に報告するという事で考えるべきだ、その点では、今後の問題も含めてね、この問題は、やっぱりきちっと正していただきたい。町長自身がね、議会に報告するという点では。その様に指摘させていただきたいと思います。

それから、もう1点は、今の町有財産の管理のあり方の問題であります。先ほど、この9筆分については、土地集計表、町有財産表ではね、小集落地区改良事業用地として817点何平米ということで記載されているということでもあります。これは、記載されておるわけですね。事実として。それで、伺いたいのは、確かに、合併して、色んな町職員が集まっているわけですから、数字を見ただけで、どこの事か分からないにしてもね、財政課の財産管理という立場からすれば、この数字の実態は何かというような点検は、財産管理の責任上ね、されないのかどうか。これはされておれば、これは何かいなということになるというのは普通だと思うんですけど、そのあたりの角度から、この問題考えた時、財政課の財産管理のあり方というのは、どうなんだろうというふうに思うんですけど、そのあたりは、いかがでしょうか。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君）　　財産管理の関係ですけれども、ご指摘のとおり、旧町の中での町の土地建物、そういう明細がきっちりできていなかったのは現状だろうと思います。

で、19年度において、この合併した契機に、やはり町内の町有施設、あるいは町の土地、これについてのきっちりとした、整備が必要であろうということで、財産台帳の整理をしております。で、これは、それぞれ土地の登記簿等から町有の名義の土地を、それから建物をひらい出して集計を、今しているところであります。ただ、それぞれ両者では、この土地の集計等はできるんですけども、後、その内容、それについては、先ほどご指摘のとおり財政課の方において、その土地がどういう目的の物なのかというのが、これから1つひとつ振り分けの作業になってきます。それによりまして、土地の詳細、町有地の中で、決算等に資料を付けさせていただいております支所、本庁、あるいは学校、その他、そういうそれぞれの区分分けをこれからしていくところです。当然、ご指摘のとおり、それが本来、もっと前から、こうされていたら発見できたかも分からないんですけども、現状としては、それができていなかったということです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君）　　それでね結局、財産管理のあり方として、できてなかったから、こういう事になっておるといふ事でもありますけども、あの、ええっと、平成17年の10月に合併して、平成18年度が経過して、平成19年度の8月に分かったという、この時間の問題ね、あの、そういうことからすれば、たまたま、この小集落、移転用地の問題は、こう

いう事ですけれども、だから、今の現状からしてもね、町有地に記載されているけれども、これ実際問題は、個人的に使われているかも分からんというような事もあり得るという事ですか、その点は、もうきっちりできているんだ。たまたま、たまたま、こんなのが出たんだという事なんですか。そのあたりは、ちょっと聞いておきたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） ええ、あの、旧の上月町の財産台帳の集計の仕方を見てますと、議員のご質問にありましたように、小集落事業での土地という事で、一括で挙がっております。それが、あの1筆、1筆挙がっておれば、確認できたと思うんですけども、その辺の事務処理も問題があったんかなと思っております。ですから、その辺で、発見できなかったという事になろうかと思えます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まあ、あの、きゅうじて、土地登記簿や何やらに照らし合わせて財産を管理しておることではないということですね。そのあたり、またそうなのかどうか、確認答弁をお願いします。

時間がないので続けていきます。

後の再質問は、結局こういう経過しました。私も旧上月町の幹部の方含めて、色々事情を聞きました。で、その中で、私、明らかになったのは、ある幹部の方はね、こう言われました。ちょっと名前は勘弁して欲しいんですけども、「この問題はね、同和対策室が解散された時に、重要な問題だというふうに思ったんだと」、で、その方は、これは公開してね、公開して、そして、その方言われるには、その現況課税ですね、現況課税措置をしながら移転登記をしてもらうというような事でやったらどうかというふうに思っていたんだと。で、ところが残念ながら、そうはいかなかったというふうに言われました。で、実は、何でそうかと言いますと、これ、話は長くなりますけれども、ちょっと背景に色んな問題あるんですね。まあ、その問題、今日はあれなんで、まあ簡単に言えば、あの、ちょっと、歪んだ同和行政の問題でね、200万円程の水口の雑種地が、町は7,000円万円で購入したというような事が、この問題の背景にもあったわけですけども、そういう問題もありました。あったという事だけ聞いておいてください。それで、私はね、議会には確かに公開されていません。私も担保問題含めて、この問題で、ずっと議会に追求して来ましたから、その中で公開されなかった。だから、議会に公開されずに、そういう形で来たという経過というふうにお話を伺ったわけでありまして。それで、私が、伺いたいのは、この現況課税という、普通現況課税と言えば、地目の、まあ雑種地を家ができていたら宅地課税というようなことが普通なんですけど、この方が言われているのは、現状課税と言うのはね、先ほど、343条の固定資産税の納税義務者は、確かに登記簿、台帳の地権者が納税義務者ということになっておることでありまして、この343条の第2項が照らしたらどうかということで、この第2項というのがね、例え、町名義になっていたとしても、町名義で登記されていたとしてもね、第348条第1項の者が、348条第1項の者というのは、この場合は佐用町のことは。348条第1項の者が、同日前、賦課期日前、つまり1月1日前に所有者で実質なくなっている時は、同日において当該土地または家屋を現に所有している者とする。納税義務者は、この343条の第2項を適用すれば、現況、例えば、

町有地の登記であったとしてもね、交換契約書や、あるいは売買契約書、そういう物揃っていけば、まあ、いわゆる現況課税が正しいかどうか知りませんよ。現況課税ができるんじゃないかというふうに言うておられるんですけど、この当たりの法的解釈はどの様に考えておられますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） ただ今のご質問の300、地方税法の343条第2項についての取り扱いでございますが、議員もご指摘のように、不動産登記法に基づきまして、登記されました土地家屋につきましては、その登記後の所有権者が納税義務者になるということが定められておりまして、2項にはですね、後段でですね、その所有者が賦課期日現在で死亡されている場合は、現に所有している者が納税義務者であるというふうに記載されております。そのことによりまして、実際上はですね、その登記簿上の所有者の相続人からですね、現に所有をしている者ということで、届出をいただいたり、また届出がない場合は、職権でございますね、通知させていただくなどによりまして、あくまで、そういった不動産登記法、また相続法、そういったことの中でですね、所有者を判定いたしまして、納税の義務を、納税の課税をいたしておるのが実際上で、法的な解釈でございます。その土地の交換契約とか、売買契約を持ってですね、課税するという事は、課税上することはできません。そういうことで、ご理解をいただきたいと思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） その、今、343条の第2項の2つの例で言われました。その3つ目の例が、348条第1項の者がという云々というふうになっておりましてね、で、まあ今、税務課長は課税できないというふうに見解出されましたけれども、これは是非、検討していただきたいんですよ。あの、これも単純に読めばね、実質、町名義だけでも、その個人の物だという裏付けが取れば、これは、個人に課税ができるんじゃないかというふうに、私は、読めるんですね。それで、まあ、見解の違いかどうかというようなことを、ここで、専門家じゃないんで、言い合っても仕方ないんで、これ税務課長、是非ね、再度、問い合わせ含めて検討されて、そのあたり調査していただきたいと思っております。そして、これができるのであればね、やっぱり早期に法的には今、異常な事態ですから、町有名義であったとしても、法的な課税をして、で、まあ、所有権登記の移転登記は、事務作業を進めていくと、お願いするというふうな形ですべきじゃないかというふうに思うんですけど、町長、そのあたりいかがでしょうか。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 税務課長。

税務課長（上谷正俊君） あの、納税義務者につきましては、議員ご指摘の部分でございますね、例えば、家屋のですね、家屋に対する課税につきましては、登記されていない家屋等がございます。本来、不動産登記法によりまして、家屋も課税すべきなんですけれども、課税、登記されていない家屋等につきましては、ご指摘のような形でですね、現に所有している者に

課税をするということですね、そういう場合におきましては、売買契約書等によりましてですね、判定いたしまして、それにつきましては、登記簿を補充するですね、補充台帳、家屋補充台帳というのを整備いたしまして、それに基づきまして課税するということになっておりまして、土地及び家屋につきまして、不動産登記法に基づきまして、登記されている物については、間違いなくですね、その所有者か、あるいは亡くなられておる場合は、その相続人という形ですね、現実の所有者の方に課税するということが、法律で定められておりますので、議員がお求めのですね、現に、登記簿に所有、記載されている者についてですね、実態上の所有者に課税するということは、当初、町長が答弁いたしましたように、違法になりますので、そいった取り扱いはできないということを改めて申し上げておきたいと思えます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ああ、ここでやりあう気はありません。

それでね、課長は、課長の立場もあるし、あれなんだけど、これだけやってももらえないかな。だったら、あの、見解分かりました。ただし、あの県を含めてね、この 343 条第 2 項、これの 348 条第 1 項の云々と出ていることについて、どうなんだろうと。先ほど、課長の見解で正しいかどうかですね、検討調査をする点では、お願いできませんか。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） あの、ご指摘の点につきましてね、私どもの見解、あるいは、議員のご指摘の見解、それらにつきまして、県の方にですね、再度確認はさせていただきたいと思えます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ええっと、じゃあ、あの、これ最後確認したいのは、最終的な町長の見解を伺いたいんですけども、最初言っておりました、この責任問題ね、今ここでね、旧上月町の責任云々を、庵途町長とやり合っても、意味がないんでね、今の町長の責任はどうかという点での見解、再度確認します。

責任問題と、1 つは、議会への報告問題。これは時間が掛りすぎてるんじゃないかという責任。

2 つ目、町有財産の管理上の問題ですね。やっぱり、結果として、きちんと管理されていなかったんじゃないか、管理できていかなかったんじゃないか。勿論、期間的な問題、事務量の問題ありますよ。そういうことが言えるのじゃないか。

それから、今の法的処理問題は、今、検討ということになりましたけれども、こういった検討は、されたのかどうか、この 3 点についての見解を伺っておきます。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、お聞きしたらですね、鍋島議員は、前の上月町のね、職員の方、誰か分かりませんが、聞かれて、その方は、十分に認識をされてたと。そういう中でね、言うたら、議会にも報告をされてなかったと。それは非常に大きな責任だと思いますね。だから、その点、私の話ではないということですけども、鍋島議員も、旧上月町の議員としてですね、その点の責任については、やっぱしきちっと、やっぱし示していただきたいなと思います。

それから、まあ、その合併後のですね、その責任についてですけども、報告が遅れたと言われますけども、私は、まあ、それだけ、これ、非常に分からない中でね、調査をしておりますから、責任ある状態で報告をしなきゃいけないということで、これは、この、この時間が、そんなに報告を固持しなかったということではありません。当然、議会にも報告をしなきゃいけないということで、報告をさせていただきましたので、その点は、ご理解いただきたいと思います。それから、財産の管理につきまして、この点につきましては、旧町での管理の状況がですね、バラバラですし、十分できてない点がありました。当然、合併した後のですね、佐用町としての財産管理をしなきゃいけないということで、今、財政課長が申しましたように、財産台帳の整理ということで、今、調査をさせて、整理をさせております。しかし、これは、膨大な内容ですから、これは時間が掛る点についてはね、未だ合併して、未だ2年半ですから、事務的にも、まだ十分、その辺は、直ぐにできることではありませんし、時間的に見ていただいても、それが今できてないから、私の責任だと言われても、それは、やっぱし、そのことは認識した上で指示をしているんですから、私は、その点についての責任は果たしていると思っております。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、あの、次の公正な入札問題で質問いたします。

まず、ペナルティー、丸投げ問題、空山池問題では、ペナルティーではないが、2月に書面で嚴重注意したという業者に対してですね、いうことであります。で、その嚴重注意ですけども、この議論の中で明らかになったのは、少なくともね、8月1日に入札して、例えば、工事着工が9月からとしても、9月、10月、11月の3ヵ月間常駐が義務付けられている現場代理人がいたのは、4日間というのが、この議会の中で明らかになりました。そういった事からすれば、この9、10、11月というのは、もう元受業者が実質的に関与してない、いわゆる一括下請けの規定ですね、に該当するわけですから、丸投げという規定されれば、これは、もう建設事業法違反ですからね、もうはっきりとしたあれになるんですけども、それに近いような問題だというふうな認識からして、嚴重注意だけで良かったのかなという気がするんですけど、その当たりのことはどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） この点は、担当課の方ですね、確認をし、今、言われますように、非常に、その管理していた期間、実際に関与している期間というのは、今、4日間ということで確認をしたと。全く、その丸投げしたわけではないということと、その後、指導によってですね、是正をされたということの中でね、今後、こういうことがないようにということでの嚴重注意とさせていただきます。それは、判断としては、最後まで、それを工事が終わるまでですね、そういう状態であったということでは、途中から、きちっと改善をしたということでの嚴重注意で、妥当な処分だったということだと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

21 番（鍋島裕文君） それから、最低制限価格の公表、指示の問題ですけれども、正式に指示がされていなかったから、この 20 年度に間に合わなかったということですが、これは、正式に指示されていなかったということは、結局、議会でのやり取りを、まあまあ、分かったようで分からんけど、非常に軽く見ていたというようなふうなことなのか、その当たりどうなんでしょうね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副長。

副町長（高見俊男君） その件は、町長答弁申し上げたとおりなんでございますけど、私も、その発言の内容を聞いてですね、この4月から新しくと言うんでしょうか、議員のとおり、最低制限価格については公表するということを、町長にも、こう私と確認をしております。私の方が、事務担当の方にですね、明確に、その指示がなかったために、連絡不十分だったということを申しておりますので、私の不徳の致すところでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） はい、まあ、是非善処お願いします。

それでは、あの、随意契約問題、まあ、この中の今回の汚職事件の1つの教訓であったんですけども、まあ、例えば、常盤電機の随意契約の内容についてもね、あの時に水道課に資料を請求したら、県警が持って行ってないというようなことで、中々、その資料がないようなことがありました。それで、町の、佐用町の工事に入札する契約の公表に関する事務取り扱い要領ではね、これは、平成17年10月1日、合併後できてますけども、財政課にね、開札結果、入札開札結果にしても、随意契約にしても、財政課において閲覧に供すると。指名競争入札でもいうことになってます。そういったことが、この間、守られなかったかということじゃないかというように思うんですけども、そのあたりは、きち

っと今後されるのかということと。それと、随意契約の内容についてね、この取り扱い要領では、随意契約の内容表について公表するというに要領ではなっています。まあ、私は、勿論これ大事だけでも、これだけじゃなくって、競争入札のように、開札結果表をですね、つまり随意契約の各見積額含めた、そういった資料も公開すべきじゃないかというように思うんですけど、この事務取り扱い要領の、そういった拡大で解釈と言うんか、そういったことはできませんか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう、その随意契約についてですね、今までの事務の手続き、きちっと整理がされてなかったということで、その要綱を作って、各課統一した形で、きちっとやってくださいということにしました。ですから、それに基づいて、当然、結果というものが出ますので、その結果については、もう入札と同等ですから、それは開札は、結果は公表いたします。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、お願いします。

ええ、それじゃあ、あの、後、土地改良団体連合会の関係ですけども、いわゆる公儀の公益法人ということで、土地改良団体連合会に頼めば、安価に済むということがありました。実際、ほんまに安価かなと思って結果表を見ました。確かに、設計価格自体が、普通の民間の業者に計算するよりも、1割引ですから、設計価格の予定価格も低くなるのは分かります。それで、ちょっと計算してみたんですけども、例えば、4月30日のと土地改良事業団体連合会の例えば、落札率、宗行の分は、91.4パーセントと、ですから、これは元々が1割引だということでしたら、83パーセントの落札率ということになります。それで、他の民間設計業者に頼んだらどうかという点では、確かに、民間の設計業者も9割、8割はざらにあるんですけども、やっぱり中には、設計価格については、入札については、最低制限価格がないということで、55パーセントの落札率というような地籍調査業務委託があります。こういうことからすれば、必ずしも、土地改良団体連合会が、安価というわけじゃなくて、民間の競争入札してもらえれば、グッと下がる場合もあるというふうに思うんですけども、ほんまに土地改良団体連合会が民間よりも安いということであれば、これも全て、土地改良団体連合会にさせればね、町は、大いに助かるわけですから、そんなことはできないでしょう。事務量的にも。できるだけ使うということになりますけど、大事な点は、民間業者を競い合わせたら、民間業者が競争入札すれば、土地改良事業団体連合会よりも安くなる可能性もあるという点は、どう考えられるかということと。

それと、この土地改良団体連合会については、まあ、いわゆるまあ、公益法人ですから、佐用町分は、総額いくら土地改良団体連合会に仕事を請け負わさなければならぬかというような、そういう契約でもあるのかどうか、この2点について伺います。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 連合会にですね、委託したら、全て安くなるかという点については、それは、民間でのですね、今の仕事の需給、供給、まあ状況でですね、民間の仕事の状況で変わってきます。ただ、じゃあ、民間で、全てやらせればずっと安くなるかという点、まあ、その民間の方の仕事がたくさんあって、競争がなければ、逆に高くなる可能性も非常にあるわけですね。そういう中でね、土地改良連合会につきましては、公益法人の中で、利益を追求してないということで、できるだけまあ、しっかりと仕事を安くやっていたらいいという、やっぱり技術者もですね、土地換地士と経験のある技術者が、しっかりと整っていると、そういう安定した仕事をやっていただけたらいいという、1つの利点を考えております。ですから、今回も、まあ、これ民間と、それと連合会、それぞれ、その両方でバランスを組み合わせて、いい方法を、いいところ取りをしたいというような考え方でやって、長期的な、これ仕事ですから、今の仕事が少ないから、今、民間が非常に安いと言っても、これ5年、10年後どうなるか分かりませし、当然この仕事は、まだ20年も続く仕事ですから、そういう観点で、まあ発注をさせていただいております。

21 番（鍋島裕文君） 佐用町の割当ありますか。

町長（庵途典章君） 佐用町としての割当というものまであるわけではありません。これは、その時の状況を見て、仕事がバランス、同じ所であれば、関連の所でできるだけやらしていくということになってますから、そういう形で、発注をさせていただきます。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 辞退、欠席の問題ですけれども、まあ辞退届けを出しているということなんですね。で、それで、問題は、指名停止基準から見てどうかということで、指名停止基準からすればね、辞退する場合は、正当な理由なく入札に参加しなかった時はね、これは、停止基準にすれば、1カ月間の指名停止期間というような基準が1つありますね。そういうことからすれば、辞退された場合、今、全て正当な理由というふうに踏めるのかどうか、その辞退届けの内容は、そういった理由についてきちりされてきて、それをきちりと決裁されているのかどうか、そのあたりどうなっていますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

[副町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 基本的に、辞退届けについては、もう書面でいただいておりますので、理由についてはございません。特に、あの、19年度につきましてはですね、辞退届けの件数の中で多かったのは、ある業者さんが、体調が悪くされたりですね、お亡くなり

になったケースとか、もう1社もそうです。そういった事情で、現在は廃業されているというようなことがありますよね、本人さんの体調と言ったらいいんでしょうか、そういうものが、主だった辞退の理由でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 本日、昼から、下水道の異常通報装置のね、議案が出てますので、この辞退理由を2社ほど辞退してますはね。あの入札は、辞退理由を議案の中で明らかにしてください。

それで、最後に、ええっと、平日午後7時ぐらいまでという問題についてね、確かに勤労者から、かなり声が多いというように思うんですけども、そのあたり、7時ぐらいまでの各種証明発行のね、事務を延ばすという問題について、必要性があるというふうに、私は思うんですね。どう具体化するかは、これは、色んな職員との関係ありますけども、例えば、例えばの話ですよ、1週間に、何曜日と何曜日2日は7時までやっておりますから、来てくださいというような対応は取れないのかどうか。そういったことでも、何とか、そういう声に応えるということは必要じゃないかと思うんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 確かに、お勤めの方のですね、利便性考えて、そういうサービスも本当に考えなきゃいけないなということで、旧町においてもですね、色々と、そういうことを考えて、体制がとれないかということで、研究はいたしております。そういう必要性というのは感じているんですけども、今、事務の、どうしても、その流れ、やっぱり責任者というのは、誰でもが発行できるわけじゃないし、職員全員で、協力したらできるかなという話ではないんでね、まあ、今、現実には、若干の時間的なあれは、ピシッ、ピシッと終わってるんじゃないかって、まあ事前に電話いただいたりしてですね、分については、待ってて発行するとか、そういう便宜は、窓口では努力して図ってくれてるんですけども、正式に制度としてね、例えば7時までやりますというようなことになるとですね、これは、各支所の問題もありますしね、まあ、それからコンピューターと他の関係、課の、その窓口だけの関係だけではできないという関係もありまして、まあ、直ぐにそれができないということですけども、できるだけ今後の支所との関係、その当然、支所でも廃止する、あるいはなくして、どっかで一箇所ということになれば、当然もう、そういう体制も取らなきゃいけないなという思いは、当然ですけども、それまでの間、どうするかについてはですね、研究はしていきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、鍋島。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） あの、再ほどの辞退理由ですね、この辞退書には、理由は、明記は

されておりません。私は、その辞退の会社名を見てですね、そういうふうに、個人的に思っただけです。

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君の発言は終わりました。

続いて、11番、山本幹雄君の質問を許可いたします。

〔11番 山本幹雄君 登壇〕

11番（山本幹雄君） 11番、山本です。町長に、次の大きく3点を質問させていただきます。

まず1点目は、入札審査についてであります。佐用町には、入札審査会がありますが、その目的は何か。

そして、入札審査会で何を審査するのか。また、入札審査会は誰々で行われているのかを伺います。

2点目としまして、佐用町には、いくつかの公共施設があるが、未だ公共下水道に未接続の施設はあるのか。

そして、3点目としまして、才金ファームについてであります。先の第19回臨時議会で、住民からの請願に対し、岡本安夫議員は、議会だより佐用で、町長は、地区の意思として深く受け止め、円満解決に向け努力すると答えているにもかかわらず、私は、無理難題を町長に押し付けたものと思うと書かれています。

町長答弁は、円満解決に向けて努力をつくすとなっております。私は、町長は、住民の意思を組み適切な答弁をされていると思います。産業施設建設の許可は、普通一般企業のように簡単に許可はおりません。許可が出るまでに、色々な調査審査をクリアしなければなりません。兵庫県においては紛争予防条例等もあります。また、町においては、水道水源保護条例や環境保護条例等が適用されます。紛争予防条例では、粛々と書類等の審査が通れば良いというものではなく、一番肝心なのは、住民の意思が大切となっております。そこで、直近の集落才金住民だけでなく、不安を抱く、少し広い範囲の住民から反対意見が出されれば、兵庫県紛争予防条例をもとに慎重に対応することが求められます。住民からの異議申し立てに対し、どの様な町条例があるのか、町として議論するのはおかしい。企業が来るたび議論するのかと、議員、議会人、例規集を持ち出し配られておられた方が、先ほども申しましたとおり、産廃施設、ああ、産廃施設と一般企業は違うということでもあります。産廃、産業廃棄物施設においては、良いか悪いかだけでなく住民感情が問題になってきます。そのことを加味し、町民が住民の意見を聞く、県へ報告、県が許可するということでもあります。だから、問題が生じた時、県が責任を持ちますが、県に問題なしと報告した町の責任は重大であり、住民から、その責任を問われます。それだけに、産業廃棄物施設となれば、慎重になって当たり前であります。

そこで、岡本議員が言われているように、無理難題を押し付けられたと考えているのかを伺います。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、山本議員からのご質問にお答えさせていただきます。

最初に、入札審査会についてのご質問ですが、正式な名称は「佐用町建設業者等審査委

員会」でありまして、委員会では、町が発注する工事、調査、設計業務や物品購入などの業者の審査・選定、発注方法などを検討し、適正且つ円滑な事業執行が行えるように設置いたしております。また、指名停止に関することなども審査をいたしております。

委員会は、財政課が事務局となり、副町長・農林振興課長・建設課長・水道課長・下水道課長・財政課長の6名で構成しており、副町長が委員長となって審議をいたしております。審議した結果については、私に報告があり、私が、最終的な決裁をいたしております。

次に、公共施設で公共下水道に接続していない施設があるのかのご質問でございますが、公共施設の下水道への接続は、旧町毎の事情にもよると思っておりますが、ほとんどの施設において処理場の供用開始とともに早期に接続を進められきたものというふうに認識をしております。しかし、色々な事情があったものと思っておりますが、公共下水道区域のエリア内で未接続の公共施設は、笹ヶ丘公園の駐車場公衆用トイレ、町営住宅では、米田改良住宅11戸と、中上月の住宅25戸であります。三日月の手布住宅2戸、折口住宅15戸は、生活雑排水は公共下水道に接続をしておりますけれども、トイレまでの改修はできておりません。この内、米田改良住宅は、本年度に接続をする計画であります。

次に、才金ファームについてのご質問で、住民から無理難題を言われていると考えているのか。というご質問であります。当然、これは、住民の皆さん方の思いとして、色々な要望や陳情があります。そういう問題につきましては、無理を言われているとは、思っておりません。言いません。しかし、議員も十分お分かりのように、非常に解決が難しい難題であるということは、もうこれは、言うまでもないと思っております。白紙に向けて努力すると言ったかということではございますが、現在は、私は、関係者にも、それぞれのお話をさせていただいて、ご理解をお願いをしているところでありますけれども、関係者には、それぞれ思いや、また考え方、今後の対応など、色々な思いが交錯をしております。最終的な結果に、結論には至っていないのが現状であります。このことは、これまで、片山議員、他の議員のご質問にもお答えをさしてきて、さしていただいたとおりでございます。

以上、簡単ですが、この場の答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 才金ファームにつきましては、まあ、片山さんから、まあ、あの、松尾さん、議員の答弁において、まあ、町長は、一生懸命頑張ると言われておりますし、その答弁を伺いまして、まあ、本当に住民、不安を抱いている住民がたくさんおりますので、中々、そういう答弁いただいて、まあ、町長はやってもらえるんだなど。結論は、そう簡単に出ない中でも、そういうふうに粛々と進んでもらってるんだなどというところを、昨日、一昨日の答弁の中で、まあ安心して聞いておりました。そこで、そのことは、置いときます。

まあ、一番目でさせてもらった、入札審査会についてであります。まあ、6名の方がやられているんですけども、入札審査会の中で、ちょっと、町長早口じゃないんかも分からんけど、僕が書きそびれてしまった部分もあるんかも分からないんですけど、例えば、工事の工期等については、どういうふうに考えられているのかを、ちょっと伺いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵途典章君）　　また、審査会での話は、ですけども、まあ工期、これは、当然工事の種類、またその規模、施工の難易度色んな面で、工期というものは、担当課の方ですね、設定をして、一応、工期というものは決めております。

しかしまあ、どうしても、会計処理上、年度会計になってますから、まあ、年度末に近いところで発注する工事につきましてはですね、そういう会計処理上の中で、工期を決めなきゃ仕方ないというような状況は、どうしても生まれてきます。まあ、このことは、議員の皆さんにもご理解をいただいていることと思います。はい。

〔山本君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君）　　当然会計処理上の中でね、しなければならないし、工期というのも、雨が降り、雪が降り、台風がくり何があるか分からんし、工期そのものが遅れることというのは、これはやむなしとするところであります。

が、しかし、例えば、今、ちょっと名前出して言ってもええ、三日月のある工区の中で、何か、1 工期、2 工期、3 工期が済んで、4 工期の中においては、何か4 月 28 日に入札した仕事が、丁張りは入っとうけど、仕事未だしてないんだというような噂も、この前聞いたりとんですね。で、こういう状態で、もし工期が遅れたということだったら問題だと思いますね。

先ほど、町長が言われたように、会計処理上、入金で3 月、年度末までにせにゃいけんのやと。済ませないかんのだという中でね、工期が、そこに切ったんだという、まあ、そういうことだったら分かる。けども、例えば、取り組みが1 カ月、2 カ月遅れて、その工期が遅れたと言うんだったら、町長が言われている会計処理上の問題とは違ってくるんですけども、そういう開始が遅れたために、工期が間に合わなんだいうような工事がありますか。

町長（庵途典章君）　　担当課長。

議長（西岡　正君）　　建設課ですか。

建設課長（野村正明君）　　はい。

議長（西岡　正君）　　はい。

建設課長（野村正明君）　　あの、お答えします。山本議員がおっしゃっている工事箇所に限定するならば、町道大畑線のことをおっしゃっておるんだと思いますけども、19 年度において、ご案内のとおり、あそこは町道大畑線ということで、1 本の中に3 工区がございました。それで、通常ですね、あの大体金額でしますと 3,000 万強から 5,000 万弱の工事だったんですけども、契約後ですね、概ね1 カ月ぐらい要して、いわゆる現場でですね、丁張り等をしまして、その中で地元の方々に来ていただいてご説明をします。昨年も、そうございました。10 月2 日に契約いたしまして、11 月の中頃にやっております。その後ですね、ある業者において、その後、それから、まだ1 カ月掛ったと、これはですね、業者の肩持つわけじゃ決してございませんけども、1 路線の中で、2 工区を取った業者でござ

いまして、その中では、1本の路線ですから、非常に工事的に工程が組みにくいという部分、これは理由になりませんが、それと、その2工区の中の電柱がですね、たくさんございまして、関電の事情によりまして、若干遅れたということで、実際まあ、重機でしね、いわゆる分かりやすい言い方をしますと、現場へ重機が入ったのが、2カ月ぐらい遅れたという部分で、その部分が非常に起因しまして、約工期からですね、1カ月ぐらい遅れたというのが事実でございます。ただし、1項区、3工区におかれましては、3月28日の工期においては、間に合っておりませんでした。これについては、私ども、非常にこう反省をしております。最終的には、当然、発注した町、こちら、いわゆる建設課の責任が大でございます。つきましては、平成20年度も4工区、5工区の2箇所現場があるわけですが、たまたま昨年度取りました。しかも大幅に遅れました業者が落札をいたしております。直接、その後、契約後呼びまして、十分注意するようにと、昨年汚名挽回ということで、工期より早く終わるように努力してくれということ、合わせて、去る4月28日に入札をいたしまして、その後、現場で丁張り等を終わった後、先週の6月6日に現場で説明会をする中で、冒頭ですね、地元の4集落の区長さん方の前で、昨年のお詫びを、まず申し上げて、それから地元説明へ入ったという経過がございます。もう一度、繰り返しますが、町長が言いましたように、そういった現場をですね、担当課として相当に精査する中でおっしゃっておられました。当然ですね、3月20日から25日の工期が非常に多ございます。発注の時期ですね、色々なことを勘案する中で、少ない人数で頑張っておられますけれども、昨年実績で言いますと、道路河川関係120件ぐらいあります。そういった非常に職員頑張っておるんですけども、やはり、そういった現場も多々あるということで、発注時期を少しでも早くすること、ひとつ私どもの反省点でございますので、今後、十分留意していきたいというふうに思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） 僕は、課長たくさん答えてくれてありがとうございます。

僕が、聞いたのは、そういうことがあるかと聞いただけで、何か、たくさん答えてくれたんで、次、僕が質問する内容ではないところまで、今度聞かなあかんのかなというふうな形になってもたりもするんですけども、もし、今、まあたくさん答えてもろた中に、先ほど言うたように、三日月の中で1工区、2工区、3工区が遅れた。特に、大幅に遅れた2工区が、今度、4工区、5工区を取ったんだというようなことであつたということですが、で、それであるなら、僕が先ほど審査会の中で、工期について、まあどうなんだという質問を町長にさせてもらったと思うんですよ。だから、工期が守られているかどうか、現場においては、今、課長が、まあ、僕が聞かんことまで、バツと答えてくれて非常にありがたいと思うんですけども、現場において、遅れているということがありながら、実は、その中の2工区、業者が、また取っている。そりゃ、電柱が多いのか分からない。で、その中が、1社か2社かいつぺんに取ってもた。ねっ、言われたけど、電柱が多かろうが、何が多かろうが、遅れたんがあるんかと。じゃあ、取り掛かりは、あそこが遅れてなかったんかと言えば、今、1カ月か1カ月半ぐらい遅れておつたという中で、工期が遅れたということは、審査会として、どういう審査をしているのかというのを伺いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 審査会の中ではですね、全て、今、建設課長が申しましたけども、その事案につきましては、私の聞いているのは、そんな今長くですね、結果的には長くなりましたけども、審査の段階の確認では、そんなに大きくね、工期はずれないだろうというような話を聞いておりましたので、そのまま通常通りの審査会としましたけども、まあ、ご指摘のように、結果的に、そういうことになればですね、やっぱり、そういうことも重要案件としてね、取り扱っていく必要があるんだなと思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） まあ、大きく遅れないということだったんだろう。多分、そうだろうと思うんですね。これ審査会は、4月28日やね。いや、ちゃう、ちゃう、ちゃう、ちゃう、ちゃう、ちゃう、ちゃう、ちゃうちゃう、4月1日やね。うん、それ審査会が済んで、まあ大きく遅れえへんだろうから、まあいいだろうという中ででも、ほなもういっぺん聞きますけども、いつ頃、だいたい終了する予定だと思ったんですか。

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 私、日にちまでははっきり覚えてませんが、4月上旬、上旬から中旬ぐらいまでですね、ということを知っておりました。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） ほな、もういっぺん聞きましょう。終わったんいつですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 4月28日でございます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 4月28日言うたら下旬ですね。もう月末ですね。ほんまにね。う

ん。これ1カ月遅れておるんですね。3月28日あれだから、きっちりね。で、4月28日に終わったということであれば、1カ月も遅れながら、審査会が4月1日。まあ、審査会済んで、その時は、副町長言われるように済むと思うとったけど、ええと。まあ、直ぐ済むんならええじゃないか。けどもですね、これ発注言うんか、入札審査会の通知出しますよね。通知。あんた、入札来てよ言うて、それいつですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔建設課長 挙手〕

建設課長（野村正明君） 4月17日でございました。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 4月17日ということは、これ未だ、工事しよんやね。ねっ。で、工事未だしよんのに、審査会、審査の時は、まあ終わるだろう、それだったら、直ぐ終わるんだったら大目でええがな。大目でええじゃないか。僕らも、あんまり細かいことまで言うつもりないし、多少のずれというのは、人間あるものだから、人間がやることだから、多少ありますよ。思うておったより難しい工事いうのもあるわけですから。けども、そういうことで、4月1日に審査して、多少遅れてもええんじゃないかと。あんまり厳しいこと言うてもになるから、いいにしても、1カ月も、それより遅れて、なお且つ、ねっ、入札の案内出すということは、未だ工事しよう時に出すということは、これだったら、審査どこでしたんや、何したんや、どういう審査したんやというのを、副町長不思議に思いません。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

副町長（高見俊男君） まあ、あの、その日にちの件もあるんですけども、その1日の審査会の時点ではね、私の聞いたのは、その業者だけでなしに、他の業者もやっぱりね、若干なりとも、そういう特に、建設課長申しましたように、通常の、これからですよ、いろんな工期の延長とか、いろんなことが考えられるんですけど、年度末っていうのは、もう3月31日限られておりますので、その辺のところはですね、その業者のみならず、若干、他の業者についても、そういう事情があったというようなことを聞いておりましたので、そういう扱いをさせていただいたと。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君）　　まあ、他の業者もね、1 工区古川さん、3 工区広栄さんがとったんかな。それは、それで、ねっ、でも、そこの2社は、まあ、割と早い4月の段階で済まされておるし1社だけが特に遅れていたという中でね、僕も、そこら辺後れるということが、さっきも言うたように仕方がない部分もあると思うん。そこを、とやかく、どうのこうの言うとうつもりはないし、それは何があるか分からんのだから、そこの工区だけが他と違って何かある場合もあるわけです。だから、それは仕方がないんだけど、ただ、遅れている中で、例えば、17日に入札しますよというて通知出した、その段階で、まだ工事しよんだったら、それは、ちょっと待ってくれよと。いや、あの、通知出しておって止めえというのは難しいかも分からん。通知出してしもたんや、ちょっと待ってくれというのは言いにくいかも分からん。でも、横で未だ工期遅れて工事しよんだったら、ちょっと、あんたところは、今回は入れないと。入れるか入れんかは、町長、ああ副町長か、審査会、副町長らの判断だろうから、それは、ちょっと、僕は、もう止めとけよと。僕だったら、そう言うんですよ。これ出そかなと思うとつても、ここ未だしようのに、ここ出して、まずいがなと思うんです。だから、そういうとこだったら、僕だったら出さない。多分、町民の人、そうやと思う。だから、工期が遅れる云々については、どうにも、先ほど、何回もしつこくなるけども、どういう諸条件の中であるか分からんけども、それは、それで仕方がない。いやいや、遅れたらあかんのやで、遅れたらあかんのやけども、そういうこともあるかも分からんし、それは加味せなあかん部分もあるだろうけど、だったら、それは、それで仕方がないとしても、そういう時においては、次の入札、同じ現場の引き続き、同じ路線、1本の路線の中で、1工区から5工区まで分けて、特に1, 2, 3は19年度事業、4, 5工区は20年度事業でやると。19年度事業が遅れとんだったら、当然、20年度事業に、そこにかかってくるわけだから、ここは、ちょっと入札審査会の中で、4月1日はできるいうたけども、17日に送る段階では、ちょっと見合わせよというのが普通じゃないかなということをお僕は言うとなで、町長、どうですか。

議長（西岡 正君）　　はい、お答えください。

町長（庵途典章君）　　それは、ちょっと、私も、後から報告を受けた点はあるんですけども、実際に、早く、この次の事業も継続してやってくれと、地元要望の中で、まあ、私も早く発注をするようにと、建設課長に指示して、で、まあ、1日に審査会をしたと。で、後まあ、その審査会をすれば、後は、入札事務は、今、全部財政課で行なっております。結局、その辺は、財政課と入札通知と担当課、まあ担当課長ですね、が、そういう状況をね、やっぱし判断して、もっと、これは遅れそうだとか、だから、これはちょっと、入札通知については、もう一度考えなきゃいけないとかいうことの判断ですね、その辺が、まあ、まずかったということだと思います。で、もう通知して、入札前に、未だ、ちょっとそういう問題があるんだという話で、私は、入札時点で工事ができてなければ、これは、入札については認めませんよという話は課長にしたわけです。で、まあ、その段階で、入札ができてるかどうかということ確認、ああ、工事がね完了しているかどかということを確認して入札をさせていただきました。その入札をした時点ではできましたと、確認をしてきました、して検査をしましたということでしたので、入札をしたということでございます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 入札いつでした。

町長（庵途典章君） 28 日です。同じ日の朝。

11 番（山本幹雄君） できたんが同じ日なんやね。28 日にできて、これは、工期完成というのは、現場が済むが工期完成じゃなくして、本来的に言うて、現場において例えば、強度とか、色んな調査しますね、セメントの強度、それ済んだんいつですかね。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） すいません、その日程については、未だ記憶にないです。後ほどまた、調べます。

11 番（山本幹雄君） ということは、28 日には済んでないということやね。

そりゃ、そうでしょ、今、中国でも問題になっとうはね。学校なんかつぶれてもたと。全然強度うまってなかった。で、要は、それを強度も、例えば、セメントだってね、変な安物のセメント使っておったらつぶれるわけですよ。

この前、新田さんも言いよったけどもね、高速道路、今、ちょっと問題になっとうけど、本来こうして、何かあって付けなあかんのを、何か付け方が違っておって、今、高速道路が問題になっとうけども、やっぱり、そういう調査もした上で、工事が完成じゃのうて、実際調査もせんと、ええかげんなもんしとうかも分からへんのに、はい、工事完了しましたというような馬鹿な話はないと思います。という事は、28 日には工事は完成してなかったわけ。ただ、現場ができたいうとうだけでね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、完成という言葉がね、担当の方から、そういう確認をもって、やむを得んということで、入札を、私は、その段階でさしてもらった。もう、その時には、入札の段階に来てましたからね。はい。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

11 番（山本幹雄君） いいですか。

入札の時にはね、そりゃもう来てもとんだから、仕方がないし、（聴取不能）分からん。あんたもう帰ってくれというのは言いにくいけども、やっぱり入札を出す時にね、通知する時に、もうちょっと慎重な対応をしないと、町民から見た時に、これおかしいがなと言われたら、僕らも、おかしん違うんこれ言われたら、僕らも、そりゃおかしいなとしか答えようがない。僕らは、住民の代表として、色んな意見を聞けば、それをやっぱり行政に反映するように、こうして質問せなあかんし、答えも求めなあかんし、それをもって、町民の皆さんにこうなんですよという返事せなあきません。ところが、返事ができないよう

な、いや、もう出してもとったんやで、しょうがないがなと言うて、町民に、僕らの方に、そういう説明したとして、お前アホかと言われてしまう。もっと、しっかり聞いて来いいうてと言われてしまう。だから、僕ら、町民の意見を代表する者としては、町民の皆様、しっかり返事ができる検討が欲しいわけですよ。だから、4月28日終わった、終わった。ほんまに終わったかどうかいうて、ほな検査も何も済んでへん、建て前だけが終わったような形で終わった。だけど、それはまあ、それはええとしても、じゃあ、なぜ通知さすのという形。で、そこの業者は、どうなんかな。今、ちょっと先ほども言わしてよろたように、ほな、4工区、5工区、違うんや、違うけど一般的に言われておる1つかなと言われておる会社の中で、両方取って、それは、それでええのかも分からんけども、じゃあ、丁張りはしとうけども、この4工区、5工区の工期はいつなんですか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 4工区、5工区とも12月8日でございます。平成20年の。

11番（山本幹雄君） いつから。

建設課長（野村正明君） ええっと、初めは、ちょっと忘れまして。ええっとね、5月の連休明けだったと思います。すいません。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） この前聞いたところに、丁張りは張っとうけど、未だ現実に現場動いとらんというような話も、ある人らから聞いたことがある。これ現実どうなん。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 先ほど、言いましたように、契約後ですね、丁張り4工区、5工区とも完了しまして、先週の金曜日、金曜日ですね、6月6日に説明をしております。

それで、今週の、その時点の話ですけども、今週の後半に入っておると。いや、入りませうというふうな地元説明してましたんで、ひょっとしたら、入ってないかも分かりませんが、予定では、今週から入っておる予定になっております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） これ、5月明けで、今日、6月13日やね、もう1カ月、それで済んでおるわけですね。ということは、その間に、要は、現実問題丁張りだけしたいいう形やね。現場説明会と。で、これで、まあ、間に合うんやと思うんやで。次の場合は。これで、もし間に合わないようなことがあったらね、町長、あの、答弁の中で、地元から早くやってくれという要望の中でと言われておったと思うし、そりゃそうやと思うし、工事、僕らでもそうやけど、側で工事ごちゃごちゃされたら、うっとうしいてしやあないもんね。

1日でも早くやる。ということは、1日でも早くやってくれる業者を選ばなあかんいう話やと思います。ところが、1カ月も平気で遅れるような業者、3業者の中で、1カ月遅れたんが1業者、その業者がまた取るというんだったら、早くやってくれという言葉とは、ちょっと整合性がないんじゃないかなという気はするんですけど、どうですかね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、発注をして、通常1カ月ぐらい、地元、そういう地権者なりのおね、説明、工事説明、そういうことがありますから、まあ特段、今凄く遅れてるとは思いませんけどもね、業者に対しては、今、お話のように、少しでも早く、この工事を進めるように、それを、ちゃんと監督の方はですね、しっかりと指導しなさいということ、私の方は指示をさせていただいております。それで、中々ね、そういう指示通りできないとか、例えば、これが工事が遅れるとか、この結果によってですよ。それは、当然、町としての、きちとした、厳しい処置はさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） ちょっと厳しい処置をしてもらおうということでね、ほんまはね、処置なんかないが一番でね、やっぱりこう、決められた工期を、きちっと守っていい仕事をしてもらって、町民の皆さんに喜んでもらって、他の同業者から見ても、皆から見ても間違いないと言われるような形、そういう形にしてもらたね、僕らも、余分なこんなところで、こんな質問しなくて済むし、そういう形に持って行ってもらいたい。そういう思いの中でね、この審査していただきたいと思います。

それと、もう1つ、公共下水道についてですけども、今していないのは、ちょっと待って、どれどれ書いたっけ。笹ヶ丘荘の駐車場の公衆トイレと、まあ米田の改良住宅、中上月の25戸の住宅と三日月、旧三日月町の手布の折口言うたかな、雑排水はつないどうけど、トイレの方はつないでないということでありますけども、まあ、公共下水道だけじゃなくして、公共の施設というのを、例えば、上水道でもそうなんですけども、つくりますよね。で、莫大な金を掛けてつくる。当然、国や県からの補助金をたくさんもらってるし、ということは、当然、住民の方に早く接続してください。光ケーブルでもそうですよね。やっぱりきちっとつくった以上つないで使ってくださいと。そうじゃないと、お金使った意味がないということで、つないでください言うとう。それで、町民に接続してくださいと言いながらですよ、町が未接続だったら、町民にどないして接続してくれって言うんだと。それで、僕は、上月町の時から下水道の方の特別委員長なんかも、ようやらせてもらたこともあります。そういう中で、上月町の方は、さわやか環境とかいうのありますしね、そっちの方へ出て、未接続は何ぼやとか、公共下水道の方もありますけども、そういう話も常に出てね、それで、早くやっぱり未接続ではない部分を全部つなげるように努力しようというようなことも、しょっちゅうやってました。ところが、聞いてみたら、そうじゃないのがたくさんあるというのを聞いた。あれ、これはちょっと行政として進め方に整合性がないんじゃないかなという気がします。ただ、中上月住宅の場合は、前もちょっと言わしてもらったように、マスタープランの中でね、改良、建て替えが近年中に決まっているというようなことの中で進みよったから、二重投資になるから待って欲しい。町民の方は、それは二重投資はな、この財政厳しい中で、難しいだろうという中で理解していただいて

おったと思うんです。ところが、そうではなしに、まあ以前、ちょっと話聞いた時には、これいつするか分からんような話、計画がないわけじゃないけど、いつするか分からんということは、僕らから聞いたら、そういう計画案もないに等しいのかなという感じは受けます。で、それだけじゃなくして、例えば、笹ヶ丘の公衆トイレにしても、三日月の方にしても、まあ、米田の方が今年度の事業計画の中に上がっておりますけども、そういう所においても、貯民の皆さんに速やかにつないでくださいという以上、行政としては、つなぐんが筋じゃないかなと思うんで、町長も答える準備が入っとうみたいなんで、ちょっと答えてもらいます。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 下水道の事業もですね、ご存知のように、それぞれ計画をしてできれば供用開始の時に全部が入れれば一番いいんですけども、まあ、管敷設後ですね、まあ、特に、公共の施設についても、施設を各町で計画の下にやってきておられる。で、今、その残っているとことというのは、その住宅、それぞれ老朽化して古い、もう建て替えもしなきゃいけないというような中で、中上月住宅につきましてもね、今言われるように、住宅の建て替えということの中で、旧町でつながれなかったと。で、その計画がですね、もうなしに等しいと言われますけども、その計画は、当然あるわけです。で、私が聞いているのは、今回、上上月で住宅なりをつくる時にもですね、今、中上月については、政策空き家ということで、出て、退去される時には、もう後は居れないと。それで、空き家にしていってですね、建て替えて行くという計画なわけですね。ですから、まあ、その辺は、そのできるだけ早く、これも住宅そのものをね、改良していかなきゃいけないということで、接続されていないということです。それから、まあ手布とか折口住宅についても、これも非常に古い住宅で、中々まあ、もう退去されれば、もう、その後は取り壊すという状態の中でね、接続はされないということでありまして、米田改良住宅につきましても、町としてもね、新町になってから、これについては、そういう住宅の建て替えまでの間、順番からしてもね、未だかなり時間がかかるということで、今年、そういう計画を挙げさせていただきます。それから、まあ中上月についても、これも状況、今後、その住宅の改良計画、これをどうするかによって考えていかなきゃいけないというふうに思っております。ですから、まあ当然、町としても、新町になって、未だ2年半の中でね、状況を見極めながら、そういう、その改良して、快適な生活を提供する義務と同時に、予算、そういう二重投資にならないように、公費の無駄にならないようにということもよく考えて進めていきたいということです。まあ、笹ヶ丘の公園も、これも、旧町でどういう考え方だったのか分かりませんが、まあ、駐車場です外ですから、管理上ですね、水洗化みたいにしてしまうと、かえって冬場凍ったり、水が出っぱなしになったら困るからということでしたのか、その時の判断は分かりませんが、まあ、そういう所は、これからの管理の問題も含めてね、町としては、やっぱし、また新町として取り組んでいきますけども、いっぺんにね、全て、それを今までの旧町のいろんな問題を解決せいと言われても、それは、やっぱり、ある程度時間を掛けて状況を、全体を見ながらやっていくということになりますのでね、そこはご理解いただきたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） まあ、今まで4つあった町を1つにした中で進めるわけですから、いきなりポンという具合にいかないと思いますしね、そんなに簡単に答えが出ないんかも分かりません。そういう意味では仕方がないかなという部分もあるし、時間も掛るのかなと思いますけども、ちょっと聞きますけども、三日月の手布、折口の住宅は、退去したら、もう建て替えへんわけですね。ということは、今の人がおる以上はつぶさない。逆に。ということは、まあ高齢化で何かあるとか、別の意味で出て行くとかいうことがない限り、そこで住み続ける人は、住み続けるわけだから、近年中に1年や2年で、こう建て替えるとかいうわけでないのであるならば、そういった所は、やっぱり早い段階で、やっぱり衛生的な住宅環境をつくるという意味においては、特に考えなあかんだろうし。まあ、もし、上月もうそうですよ。中上月もね、つくらなあかんと思うけども、まあ建て替えということが、完全にかき消されてないと言うのであるならばな、早い段階で建て替えてもらうとして、建て替えてないという三日月の手布、折口においては、やっぱり早く接続しておくべきだと思いますけど、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ええっと、折口の住宅は、今、何戸。

建設課長（野村正明君） 2戸です。

町長（庵逄典章君） 2戸しかない。

建設課長（野村正明君） ああ、ごめんなさい、15戸です。

町長（庵逄典章君） 15戸だけ、15戸全部入っておられるん。

建設課長（野村正明君） いえいえ。

町長（庵逄典章君） かなり空いてるん。

建設課長（野村正明君） 20戸の内、15戸です。

町長（庵逄典章君） ああ。

まあ、あの、非常にまあ、当然、ここに入居されている方は、ご高齢です。で、まあ、これまでも、三日月としてもですね、実際新しい住宅を次々建てられて、本当は、そこへ移る、こう転居、移って欲しいということの中で、実際には、ここに住み続けたいと。それは、1つは家賃の問題があると思うんですね。非常にまあ、これ家賃何千円ということなんです。ですから、まあ、その辺は、まあ、その住宅環境としてね、それは改善してあげれば一番いいと思うんですけども、まあ、あの入っておられる方についても、まあ、その辺、家賃が安い方がいいとか、その辺の選択の中でね、判断をされている事なんで、これ、町としても、この当然、非常に古くって、もう本当に、昔の平屋の、どう言うんですか、スレート葺きのような屋根の、もう住宅ですからね、もう住宅自体を本当はもうしないと、トイレだけを快適にというような感じの住宅ではないんですよ。ですから、住宅そのものを本当は、ここ改良、ここで改良することができなくても他でするのか、本当は、もう、その物全体を改良しないといけないというような状況ですから、その辺は、ひ

とつ状況はご理解いただきたいと思います。まあ、あの、トイレだけをね、今直ぐ水洗化すること自体も、ちょっと難しい。と言うのは、トイレの構造的に見ても、あの狭い所の昔のトイレになっておるような住宅ですから、その辺もちょっと難しい点もあるというふうに聞いておりますしね。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） あの、古い住宅言うて、昔の旧上月で上上月であったような住宅なのかなというような感じを、今ちょっとイメージしよったんですけども、そういう中で、トイレだけつくるというのは難しいかなというのは感じましたけども。よう考えてみたら、20 戸のうち 15 戸も入っているということは、まあ、今多分、高齢者の方が多いんだろうと思うんだけど、逆に綺麗な物にすれば若い子だって入るんじゃないかなという気がするんですよね。だから、15 戸も入っているんだったら、それなりの物を、きちっとつくれば、15 戸全部じゃなくしても、10 戸ぐらいの方は、いや、もうちょっと増やしたら若い子だって十分入ってくれるんじゃないかなという気がするんです。そこらはどうなんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いや、この住宅にです、そういうとこ、綺麗にしていく、投資をするというような住宅ではない。昭和 30 年、40 年初めぐらいに建てた、今言われる、上月の、旧上上月にあったような、そのままの住宅、それに未だ、色々と勝手に増築したり、色々とされている所もありますけど、若い人達に、こう住んでくださいというような住宅では、実際ないです。それはね。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） いや、ちゃうちゃう、ちゃう。建て替えたら。

町長（庵逄典章君） いや、建て替えればね。

11 番（山本幹雄君） うん、そうそう。それだったら、20 戸の内の 15 戸も入っているよなとこだったらね、逆に建て替えれば若い子だって入るんじゃないかって言いようわけ。

町長（庵逄典章君） いや、そりゃまあ建て替えれば。だから、そういう、ただ、建て替えることが、今住んでおられる方には、まあ、いわば、同意されないということです。建て替えるになれば、家賃は、当然上がりますから、その今、何千円のレベルですから、ですから、今のままでいるということを主張されて、中々、それ以上は進められなかったというのが、これまでの三日月の現状、聞いている話です。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） いや、まあ、その僕、現実、そこ行ったことないんで、どんなあれか、その方らと話したことないんで、話は、ちょっとね、できないけど。でも、上月でもね、家賃が上がるいうて反対される方、結構おりました。するまでは。そんな話、僕よく聞きました。住宅の方へ行くとね。今まで安いのに、高くなるがな、困るがな、どうのこの言うて、ほんまに、このまま半分だけでも、全部やのうて、半分だけでも残しとってくれん、私は、そっち移るで言うて、言われる人も、実はようさんあったんです。けど、やっぱりええのんつくって入ってみたらね、皆ね、家賃は上がりながら喜んでおるがな。不思議なもんで、よくなった。文句言うの、その後、聞いたことがない。そりゃ、腹の中では知らんで、家賃高くなったという部分はあるだろうけど、この家賃でここへ入れるんだったら、東京だったら、多分、10 万、20 万の世界やな思いながら、皆、住んどうから、腹の中では知らんけども、多分、皆、喜んでおると思うんやけど、そういう部分においては、住民の方が、そういうのは、多分言うとは思いますが、建て替えて入ってみたら皆、喜ぶと思うけどね。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵途典章君） 私ら、旧佐用でもね、そういうことで、全部建て替えを終わっております。三日月においてはね、そこで建て替えずに、場所も非常に狭い所が、住宅地として狭い条件もあると思うんですけども、他の所ですらね、かなりたくさん住宅を建てられて来ておりますからね、だから、住宅の戸数全体としてはですね、人口からしても、三日月なんか、一番たくさん、そういう住宅は整備されてきたという経過があります。ですから、まあ、元々、この折口や手布という所は、手布は2戸しかないんですけども、もうこれは、なくすと。そして新しい所で、その若い人達も入ってもらえるような、しっかりいい住宅を、環境のいいものをつくるということの方針、計画の下にね、整備をされてきておりますから、まあ、あの、人口でもね、まだまだ増えるというような状況ならば、それは、また住宅の新しい所なり、ここを建て替えるということも1つの計画に上がってくる可能性ありますけども、今の状況では、旧町から引き継いで来た計画の中では、ここは除去をするということで、一応計画には上がっております。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） まあ、そしたらね、やっぱり良好な生活環境を、やっぱり維持すると。年寄りだけが住んどうから、それでいいとかいう問題でもなくしてね、ちょっと年寄りしか住んでいないという発言があった中で、年寄りだけでは、そういうことは関係なしにね、やっぱり皆が、やっぱり良好な関係で、環境で住めるということが一番であるし、中上月にしてもね、前も言わしてもろたんですけど、中上月というのは、住宅は、いざ何かあった時に、あそこ中上月だけの住宅の問題ではなくしてね、あそこの汚水が全部下へ流れるわけです。はっきり言うて。それは、とんでもないことだということを十分理解していただきたいと思います。全部来るんです。どうなるかというのは、大体理解できると思いますけどね。あの16年、台風時の（聴取不能）がそうですよね。あっこ、床上まで皆行

ったんです。いや、その汚水がどうなのか、全部下へ流れる。ねっ、下にね、下が川ならいいんですよ。川なら、ずっと民家がありますよ。たまらんわけです。そういうことを考えればね、うん、そのパッと建て替えが無理と言うのであるならばね、下水の接続というものを早い段階で考えてもらいたいと、建て替えが1年、2年ということの中でね、皆さん、我慢してくださいよと言うとったんが、それが、1年、2年という目処、建て替えがなくなったんじゃなくして、目処が立たないというのであるならば、やっぱり当然下水の接続という事は早急に考えなあかん話じゃないかと思います。そうじゃないと、また今年だって台風があるかも分かん。だから、また、上から汚い水がいっぱい流れて来る。汚水がいっぱい流れて来ると。それが、どういうことなかと。下の家で、下の方の集落においては、もう床上なんていうのが、ほとんど、どれぐらいだろう、本当に、半分以上が床上ですよ。あの集落、上がってない、床下以外の集落言うたら、多分、2、3軒やと思います。全部、その汚水がそこへ来ておる。まあ、まあ、16年は特別だったというのがあったんかも分からない。特別だったというのものもあるかも分かんけども、しかし、その特別なことが、もうないとは言えんわけですよ。ねっ。

うち、うちなんか、結構高い方やから、前も言うたと思うけど、結構高い方やから、ちょっとのん気に構えておったんです。それで、お寺に行って、皆に、お前、嫁に、ちょっとお茶でも持って来いって言いよったら、嫁が、お前、何言っとんねんと、ちょっと早く帰って見てみって、うち浸かってまいよんやでって、ええ、うち浸かるわけないがなって、まあよう見たら、同じような高さに見えるかも分かんけども、隣と比べてだいぶ高いんですよ、実はね。そしたら、家もね、前も言うたけどね、娘がお母をね、おんぶして出かけようと。ええって思うたわけですよ。それ、あの、中央に、ちょっと、町長は分かると思うけど、ちょっと広っぱがあるんですよ。広っぱ。広っぱ言うけど、個人の跡地やけど、それで、皆、あそこ高いからって、あそこに車持って行った。ところが、あそこは高くなかった。あそこが一面水になってしもた。だから、そういう水が、ドッと来るといいう地区にとってはね、やっぱり、昔ならしゃあない。そういう問題を処理するということで、うちの集落にね、あれしたわけです。公共下水つくったんです。それを、お前、上から、そないなもん来たら、うち何しようか分からへん。はっきり言いまして。だから、そこら辺考えてもらって、やっぱり中上月っていうのは、特に早い段階で接続してもらいたいと思うんですけどね。もういっぺん、ちょっとそこだけ。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ちょっと、下水道課長、そこには本管は、全部敷設してあるんやね。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） その、入口まで。

町長（庵逄典章君） 住宅はしてないん。

下水道課長（寺本康二君） はい、改築計画ということで、入口まではしています。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君）　　まあ、あの、私も、今、議員言われるように、状況はね、よく分か
っておりますしね、まあ、住宅として、まあ、その改築計画、私も、当時上月がね、当時、
本当に直ぐにやるという計画が挙がっておったのか、将来にわたっての話だったのか分か
らないんですけども、まあ、あの状況から見たら、その下水道事業をされた時にね、まだ
直ぐにはできなかつたと思うんですよ実際。ですから、当然、そこは配管工事をしておく
べき所だつたと思うんですけどもね、まあ、今から本管工事までしなきゃいけないとい
うことなんですけども、まあ、その辺、状況から見ても、今年、米田も水洗化に、接続をして
いきますしね、そういう住宅として、住宅管理としてね、これは検討しなきゃいけないと思
っておりますし、まあ、十分下水道課また建設課、管理の方と連携とってやります。はい。

〔山本君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君）　　はい、もう時間もないしね、そういうことで、ちょっと頑張つても
らいたいと思ひますしね、才金ファームについてもね、昨日、一昨日といい返事いただい
ておるんでね、そこら辺、住民の、その不安をね解消するという意味においてもね、ちょ
っと大変ですけど、頑張っていたきたいと思ひます。
そういうことで、質問終わりたいと思ひます。

議長（西岡　正君）　　はい、山本幹雄君の発言は終わりました。
ここで暫く休憩をいたします。11 時 40 分まで休憩をいたします。

午前 1 1 時 2 0 分　休憩

午前 1 1 時 4 0 分　再開

議長（西岡　正君）　　休憩を解き会議を再開しますが、今日、朝ですね、報告をすべきだ
つたんですが、ちょっと忘れておりましたので、石堂議員が、引き続き、今日も欠席と
いう届けをいただいております。理由は同じく、妻入院のためということでございます。
よろしくお願ひします。
それでは、続いて一般質問を行います。
17 番、山田弘治君の質問を許可いたします。

〔17 番　山田弘治君　登壇〕

17 番（山田弘治君）　　それでは、3 日目最後ということで、よろしくお願ひしたいと思ひ
ます。
初めに、ちょっと訂正をお願いします。1, 2, 3, 4 とある中で、3 番の双観橋に歩
道橋という書き方をしておりますが、私は、歩道の併設というつもりで書いておりますの
で、この橋というのを消していただきたい、その様に思ひます。
それでは、一般質問をしたいと思ひます。
聞こえていますか町民の声か。
佐用町 142 自治会からも様々な要望事項が出されていると思うが、特に生命に係わる事
項については、前向きな対応が必要と考えます。

また、18年、19年度で工事が完了した光ファイバーの活用は、今後に期待をしたいが、ただ町民がテレビを見るためにはウイंकとの契約が必要で、しかも年払いが条件となっております。町民全体から見ても、私は疑問が残ると思っております。

そこで次の点について町当局の見解を伺います。

テレビ再送信利用料年払いの変更を複数に変更する必要があると思うが、当局は、どういう考えですか。

それから、2、国道373号線の交差点に信号機の設置が必要と思うが、当局はどのように見ているか。これは円光寺地内であります。

3、双観橋に歩道橋をと強い声が出されているが、現段階での状況はどのようになっているのか。

最後に、

[岡本安君「訂正しとらへんがな」と呼ぶ]

17番（山田弘治君） うん、言うた。ああ、すいません。すいません。

[鍋島君「訂正してください」呼ぶ]

17番（山田弘治君） 訂正します。

歩道をとの強い声が出されているが、現段階の状況はどのようになっているのか。

4、千種川右岸の竹林の撤去、これは小赤松地内でございます。

以上、4点について、町長の見解を伺いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） はい、それでは、本議会の一般質問の最後になります、山田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、聞こえていますか町民の声がということで、町民のいろんな声の中で、議員のご質問だというふうに思いますが、まずテレビ再送信の利用料の年払いの変更ということでご質問でございます。前にも、この件につきましては、1回払いじゃなくってですね、分割してというご質問をいただいたところですけども、私の方には、まあ一度も、そういう話は、私自身は聞いておりません。まあ、今回の周辺の地域の状況も、色々と皆、お耳にされた中ですね、佐用町が、こう計画、今実施しております負担金、また利用料、まあ安くて良かったというようなお話は、いいお話は聞かせていただいたことはありますけれども、まあ年払いが困るというようなことは、私自身は、まあ耳には届いておりませんけれども。まあ、この件につきましては、姫路ケーブルテレビが徴収をするということで、この利用料金につきましては、他の公設、まあ民営テレビケーブルテレビ局などの利用料と比較いたしましてもですね、できるだけ、まあ、そういうことで負担が少ないということを目指して取り組んだ結果、安価な料金で提供をしていただくということで、ウイंकと話ができています。この件につきましても、今、言いましたように、以前にも同様の質問にお答えをさせていただいたとおりでありまして、再度、姫路ケーブルテレビの方にもですね、協議をさせましたけれども、現在の安価な利用料金から年1回以上の振り込み手数料というのが掛るわけです。で、振り込み手数料は、これは会社側が持つという

ことになっております。そういう手数料をですね、数回に分けての手数を捻出することは困難であるとの返事であります。そういう意味で、分納は難しいと考えますので、1回に6,000いくらかということになるんで、これは、まあ、月1,000円以上とかですね、年1回に1万以上ということになれば、また分割も考える必要があるかと思うんですけども、まあ、現在の料金においては1回払いということで、ひとつお願いをしたいと思います。

次に、国道373号の円光寺地内の交差点の信号機の設置ということでございます。

まあ、バイパス事業もですね、本当に長年時間を要しましたけれども、ようやく、この4月に暫定的ではありますがけれども、供用開始をされて、非常にまあ、通りやすくですね、改良されたということで、喜んで、地域の方にも喜んでいただいているところです。

ご指摘の交差点は、国道373号、県道吉永下徳久線と町道円光寺旧道線が交差する非常に複雑な交差点になっております。ほぼ直線を描くトンネルの開通により、スピードの出やすい危険な箇所であることを認識いたしております。他の信号機設置カ所と比較いたしましても、その必要性は、私も非常に大であるというふうに考えておりました。早急に関係集落、小中学校またPTA等と連携をとりながら、公安委員会等関係機関へですね、設置に向けた取り組みをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお祈りします。

次に、双観橋に歩道をとのご質問でございます。この件につきましては、昨年3月に旧双観橋撤去後、5月に関係集落より早期に国道373号線の現在の双観橋に歩道設置の要望を受けまして、当然、これは、双観橋を撤去する段階ですね、まあ、その後の歩道、それに変わる歩道ということについても、当然、要望を受けておりました。それについても、県土木へ要請を重ねていたしたところでございます。ご承知のとおり、上月踏切りから双観橋までの区間約3,800メートルの内ですね、今回の円光寺バイパス供用開始に伴う歩道設置区間を含めまして歩道整備済み区間が約2,000メートル、約半分であります。未整備区間が非常に多い現状でありますので、今後とも未整備区間解消に向けた取り組みを鋭意行われるものと思っておりますし、県にも強く要望をしているところであります。

以前にも報告させていただきましたけれども、姫新線の上月踏切りから以南、約450メートルの整備が概ね6、7年での完成を目指しております。今後ですね、6、7年でということ聞いておりますけれども、それをまあ、まず優先して事業を行ないたいという県の方針であります。まあ、ご質問の箇所における歩道設置の必要性は県土木も十分認識をいただいているところでありますが、そういう他の区間の改良工事等も、それぞれ計画の中でですね、全てを、これを一気に行うことができないというような財政的なこともありまして、現段階では、この中上月区間完了後、順次、以南への取り組みがなされるものと思っております。まあ、そういう状況を、県からは、説明を受けておりますけれども、まあ、双観橋を撤去した後の、それに代わる物としてですね、優先的に、この歩道を設置して欲しいという要望を重ねて行って参りたいというふうに考えて、今、おります。

最後に、千種川右岸の竹林の除去をというご質問でございます。この件につきましても、昨年5月に関係集落、小赤松の方からの要望書を県土木にお伝えし、私の方からもお願いをしているところでございます。ご質問のカ所は、平成16年度の集中豪雨により一部堤防より溢水し、農地が浸水した経緯があります。久崎・円光寺・家内そして小赤松地区の被害状況について改めて申し上げるまでもありませんが、その後、この沿線地区の、主に民家付近におけるパラペット等による護岸整備また堆積土砂の除去を相当量実施をいただいております。今後、更に堆積土砂の除去は勿論、ご質問カ所から上流左岸側のやや川幅が断面的に不足している箇所の長期的且つ抜本的対策の構想立案を考えているとのことでございます。除去についても、重ねて、引き続いて要望はしてまいりますので、ひとつ、現在のところのご理解を宜しくお祈りを申し上げます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） あの、まず再質問に入りたいと思います。

この関連の中で、ちょっと担当課長に、またお伺いしたいと思いますので、分かる範囲で、またお答えをいただいたらと思います。

まず1番ですけども、この件については、先ほど町長も言うておりましたように、私、度々機会あるごとに、複数回で選択肢を広げる必要があるんじゃないかという話をさせていただきました。まあ、当時退職された南上課長とも連絡会の中でも、そういう話もさせていただき、最終的な話としては、その19年度は無理であると。当然、目の先に見えとんですから、それ以降については、ウイंकと協議をしたいということで、私待っておったんです。で、今回、そういう前向きな回答が得られるかなと思ったら、そうじゃなくって現状維持ということの答弁だったように思うんです。それで、担当課長に聞くんですけども南上課長からは、そういう、今言う、私とのやり取りの引継ぎはあったですか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 料金の問題については、お伺いはしておりませんが、こういった話がですね、全体的な中でですね、年払いにできないか、年払いのものをですね、月払いにできないかというようなですね、話は課の中で聞いております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） あのね、この私、あえて、これ聞こえていますか町民の声がという、あえて付けたんは、その弱者、弱い方、この佐用町でも色んな経済状態の方がおられるんです。いろんな方が、それは、町長が言われるよに問題なしで流される、納められる方もありますし、限られた中で、国民の義務的な物も優先的に払わなあかん。生活するためには、必要な金もいる。そういう中でね、その今回、その町が行う事業で発生したことによって、これ、こういうことが起きてきとんです。で、各共聴の中でね、月々500円なり、それに近い額は納めておってんです。問題ないんです。私は、当初525円が毎月落としていくんかという理解をしておったんです。言われてみりゃ、525円落とすということは、手数料も要りますし無理です。それは、そういうことなんですけれども、そういうことを考えますとね、トータルになれば6,300円になるんです。これね、私、町となり担当課の皆さんがね、この6,300円をどういうふうにご考えておってんか、位置付け。こんなもん、6,300円やないかという考えなんか、それとも、ああそうやな、525円月払いやったらええけども、その6,300円になったら、いろんな方がおられる。ただ、生活のリズムとして、もうテレビは中へ入ってもとんです。どうでも要るんです。だから、最初聞いた時に、三日月と南光では、そういう問題出ていませんよということ、当時の課長言いました。ただ、私、言いましたように、弱い方は、そういうこと言いとうても言えんのです。何とか、分割に、納めん言いよん違うん、納めるんやけど分割にしてもらえんかどうかとか、そうい

うと言えんのです。分かります、お金のことは。だから、私が、そういう届いてない声を届けるということで今回取り上げとんです。だから、そこら辺をね、私、たかが 6,300 円という考え方だったら、私は間違えておると思います。非常に大きな金です。状況によって、経済状況によつたらね、そういう方もおられるんです。ねっ、だから、そういうことを、私は加味して、何回か話しをさせていただいて、分割にしたり、最低 2 回ですは。選択肢としてはね、考えられるのは。で、それ言いよる、今聞いたら、手数料は会社持ちやと。525 円の中の、まあ、あの手数料持つって気の毒ですは。525 円から持つんでしょ。会社が、ウイंकが。そうでしょ。それは無理です。だから、私は、その手数料が、若干、こう増える、分割することによって増えても、その選択肢を広げてあげるといふことは、そういった方に対する、私は配慮やと思うんです。と思うんですが、町長どうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵邊典章君） 色々なね、やっぱし方がいらっしゃるから、いらっしゃいますし、まあ、そういう経済的にですね、非常に厳しい方、確かに配慮しなきゃいけないと、そのことは、私らも、ある意味では、最初から、十分にそこを配慮して、できるだけ安く、今までの共聴で、支払っておられる量ぐらいなね、まあ、それに、それ程大きく差がないぐらいな金額で、まあ、こういう施設をすることによってですね、後の管理とか、また大きく、その負担金をすれば、共聴を変えとなれば、また一時的に、個人的な負担がポンと要るといふようなことがあるわけですね、そういうこともなしに、まあ安心して使っただけのような施設をつくろうということで、もうつくってきたわけです。ですから、決して、そういう方への配慮を考えてじゃ、その考えてないということではないということでは、まずご理解をいただきたいと思うんです。そのために、佐用町としては、通常、よその視察でなり、いろんな聞いていただいたと思いますけども、1,000 円とか 1,500 円というのが、普通取っているのが多いわけですよ。その辺を、ここまでですね、管理の仕方、ウイंकとの交渉によって安くできるようにですね、したわけです。で、後、今言いますように、手数料というのは、今、振り替えにしてもですね、非常に、1 件当たり、1 回振替すると、いくら 100 円ぐらいは掛かるんじゃないですか。振込みですと 200 円ぐらい掛かったりします。非常に手数料というのは馬鹿にならん。大きいんですよ。ですから、まあ今、山田議員はですね、それが 2 回でということですけども、まあ、それが、その 2 回にしたら、じゃあ、それでいいのかと、今、月々にすれば、手数料だけでも、かなりの額になりますし、2 回でできるんでしたら、まあ、その毎年の要ることですから、お支払いただく方でね、毎月 500 円なら 500 円貯めていただいてお支払いただくとかというね、ご協力もいただかないと、全体を安くしようとすれば、こういう皆に協力いただいて、ウイंक、会社側の手数料も少なく、処理とか事務的なこともできるだけ掛らないようにして、その経費節減の中で、安い金額も実現をしているんだという点も、まあご理解をいただきたいというふう思うわけです。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） あのね、525 円は、私、高く言うつもりないんです。これが、毎月、月々ね、共聴組合に加入した時に毎月納めて行くんだったら問題ないんですよ。6,300 円ということになることに、私は、そういう方、困る方が、困るというのが時によってあるから、

それはしたらえんじゃないかということを使うとんです。で、町長、振込み言うんか、その落とす料、手数料100円とか200円とか言われますけども、町なんかはどないですか、税金関係で金融機関等指定して、落として行って100円も200円も掛かりよんですか。そんなに掛ってないでしょ。

議長（西岡 正君） はい、どなたですか。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 私、ちょっと参考までに、町内ですね、金融機関に聞きましたところ、ある金融機関では1件52円。それから、ある金融機関では1件100円というような、振込み、引き落とし手数料ですねということで聞いております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） そうだと思います。私も、大体、ある方に聞いたんですけども、3,000円前後ぐらいのお金落とすんだったら、今50、私聞いておったんは25円だったんが、50円になったんじゃいうことを聞いております。これだろう思うんですけども、まあ100円いうことを、私も、それは、そうだと思います。だから、選択肢として、広げますけども、ただ、100円、50円から交渉して欲しいんですけども、掛りますよと。だけど、この選択肢置きますと。その中で、どっち選ぶいうことは町民の方が選べればいいんですよ。ねっ。

私、あの、どう言うんですか、特に、佐用チャンネルなんかはね、できて映像が流れておるんですけども、ああいう番組なんかは、特に、私、高齢、そういう方は見たい、町内の、その状況なんか見たい、まして、ふるさと、同じ町内、佐用町内でもふるさとが違いますから、若い時であれば車でいきますけども、高齢になってきたら、中々、そこへ行けない。テレビ、これが福沢の菜の花園の、あれの集まりやな、これは菖蒲園や、そういう懐かしさを感じるためにも、やっぱり、この佐用チャンネルを見たい、それには当然いるわけですから、そえで、何ですか、町長、そのウインクの方が、言う、町としては何も問題ないわけですね。そういう、例えば、2回にするということについては。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、別に町としてはね、問題ないと思います。徴収してもらうのは、ウインク直接に徴収してもらうわけですから。ただ、そういうウインクからの、その事務的な処理経費とか、そういう物が、当然、色々と計算された上で、この値段が出ているということです。ですから、その振込み手数料をですね、そりゃ、私も100円ぐらいというのは、前大体とも聞いたんですけども、それが50円になるかどうか分かりませんが、それを加入者が負担されるということはね、これは、ちょっと加入者としてもですね、そんな手数料まで負担してということにも、逆になるんじゃないかと思ますしね、

それから、その振込みをする、その自動、

17 番（山田弘治君） 引き落としです。

町長（庵途典章君） 自動引き落としになってるんで、それをほな、今、昔の各集落の共聴なんかは、多分、500 円ずつ集めて回っておられるんじゃないかと思うんですよ。大体、年払いで、部落で、集落で納めてですね、されてたんじゃないんですか。まあ、それは、色々やり方あると思うんですけどもね、ですから、その、その中で、どっちにしても、その支払っていただかなきゃいけない金額ですから、その僕は、あまり、そのことを、その毎月、その手数料まで払ってですね、500 円落とすよりかですね、その当然、その1年間、ずっと生活の中で、その生活費という物を管理されているわけですから、1年分を払っておけば、後は、毎月は要らないわけですから、まあ、そういう、その辺は、事務的なやっぱし、利便性も含めて、会社側との、やっぱし効率化の中で安い金額でできるだけするという全体でこういうことをしておるんで、それを選択肢を作ると、それだけ、色々会社としては、そういう方と別に分けてですね、全部管理していかなくちゃいけないということにもなるわけなんで、根本から、また話を変えなくちゃいけないということになるんじゃないかと思うんですよ。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） あのね、会社側に立ってもらわんでもええんですよ。町民の側に立って欲しいんですよ。それで、その、やっぱし、そういう、その私はね、今言うとなは、その6カ月コース、選択肢として1年払い、いう2つを、だから、新しく6カ月分と1年分してください。毎月じゃないんですよ。だから、例えば、50 円増えても、100 円増えたとしても、その方が払いやすいという方がおられるんですよ。町長さんに言ってない、私が聞く、だから、取り上げとんですよ。それがね、人数が分かりませんよ。人数がね、だから、それをね、私、町長のええところはね、私、町長まあ、初代町長となられて、今日までこう議員と行政の町長という立場で係わらせてもろとんですけども、町長のええところはね、そういう弱者の部分ね、そういう部分に、その目が届く、それが、私は、町長のええところやと思うとんです。だから、今回でもね、そのたかが 6,300 円という考え方じゃなしに、そういうことであれば、町としてもね、ウインクと、これ 10 何億、これから、また後話しありますけども、掛けてやって、ねっ、負担感がないような形でね、送信受信料を、利用料を払うという環境づくりをね、私してあげることに、いささかも抵抗が起きるはずないと思うんですけどね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 別に会社側というんじゃなくってですね、会社と、そういう交渉をして、できるだけ安く、ねっ、全体を安くする交渉を考えて、担当課の方で交渉してきて、この値段で設定したという経緯があるあけです。

ですから、それを、その今日初めてね、年2回ということを出田議員の方は、

17 番（山田弘治君） いや、この前も言うとうで。

町長（庵途典章君） そうでしたか。2回。

17 番（山田弘治君） うん、うん。

町長（庵途典章君） 毎年、毎月のね、

17 番（山田弘治君） いえいえ、そういうことは思うとったけど、そうじゃないいうことは理解しましたと言われるんですね。はい。

町長（庵途典章君） そやさかいに、まあ、その2回というね、と1回と、そりゃ、そのことがね、そういう形で、今後、処理ができるような、向こうも全部コンピューターで、当然処理をされるわけです。ですから、当然まあ、私は、会社側の立場で、会社が、これで同じ値段で同じ様にして振り込み手数料も自分所で持ってやってくれれば、それで、そういうふうに交渉はします。でも、会社として、これだけ手間が掛って、これだけ管理にコストが掛りますと、ですから、手数料は加入者で持ってもらわなきゃできませんよと、そこまでくればね、やっぱり会社としての交渉ですから、それは、こちらからの言い分だけが通らないという形になるわけです。ですから、まあ南上課長がね、以前に、そういうことで、どういう話をしていたのか、その辺の報告は聞いておりませんので、そのウインクの方ですね、今言う1回払いか2回払いの選択でできるのかどうか、そこは、もう一度確認をさせます。

17 番（山田弘治君） そうやね。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） あのね、南上課長とやりとり、町長もおられてね、山田議員が言われる、町民の声ですかって言われたから、そうですねという答えをさせてもろとんです。その時も町長が確認された時に、これは町民の声ですよ。ああ、それは町民の声であればということで終わっとんです。だから、これはね、まあ、もう今年は、今年度については、もう、それは皆さんね、そういう契約、選択肢がないということで、まあ一括払いをされておる思います。まあ、これから今日6月ですから、来年の、また4月には、そういう時期が来ますのでね、そういう声なき、やっぱり弱い方のね、それが、その何人であろうとも、そういうことをしてあげて欲しいと思います。で、この前、才金の問題を取り上げた時も、町長も、そのこれは町の事業やないから、できれば、鶴の一声で問題解決させたいけどもっていう話をされております。今回はね、まあ、そのウインクが取るとっていう話ですけども、発生は、町事業の中でおきとう話ですから、これももう合併のメリット部分で、ええ方でできとう話ですからね、これは、私も、他の上郡の状況見たら、やはり、その合併ということのいい面が出ておりますのでね、それは、是非とも町長、担当課の方に指示をしていただいて、まあ、あの8カ月余りあるんですか、6カ月ぐらいある、時間ありますんでね、21年度に向けて、そういうことが努力してできるかどうか別としても、ひとつ

しっかりとした腰をすえた交渉を是非とも弱者のためにね、してあげていただきたいというふうに思います。

それでね、ちょっと担当課長にお伺いするんですけども、新年度予算で委員会を設けて、今後、この光ケーブルを、どのように充実させていくかということの委員会を設けられておると思うんですけども、委員会は開催されて、それなりのまとめはできとんですか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 町の情報懇話会のことだと思うんですが、昨年6月の7日に設置をされまして、6回にわたりまして開催をされております。で、5月の下旬でございましたけれども、提言というふうな形で書類をいただいております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） それで、大体まあ、それこそ厚みがある部分だと思うんですけども、大体骨子、あれから、こういうものまとめが出てますよということがあれば、ちょっと教えてください。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 項目だけになるかも分かりませんが、はい。

1点目は、ITによる地域活性化というふうなことで、情報通信技術による豊かな暮らしの実現というふうなことで、ITにつきましても、あらゆる分野での、その利活用というものが見込めるというふうなことで、豊かな暮らしを実現するために、ITの利用というふうなことが言われております。

それから、2点目には、佐用町におけるフィールド実験の提案というふうなことで4項目ございます。

1つは、住民ディレクターによるインターネット放送局の開局ということ。

それから、地域SNSを活用した都市との交流の活性化を図ってはどうかと。

それから、3点目には、地域SNSを媒体にしたテレビなどへの応用と。

4点目といたしましては、佐用町情報化のインフラを活用する生活見守りサービスシステムのフィールド実験案の提案と。

それから、大きく3点目でございますけれども、IT化の推進体制ということで、まず1点目には、佐用チャンネルの運営につきまして、運営方針とか、あるいは番組制作、機器それから番組の内容といったようなことについて提言をいただいております。

それから、2点目につきましては、佐用地域SNSの運営についてということで、特にまあ、この中の個人情報取り扱いであります、自立運営をするためには、どうしたらいいかというような体制と言いますか、そういったことについてご提言をいただいております。

3点目でございますけれども、まちかどカメラマンの育成でございますとか、あるいは住民ディレクター番組のですね、作成の支援といったようなことにつきまして、提言をいただいております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） 骨子を今聞かせていただいたんですけども、この中に、当然、全町民を想定した提言もされております。まあ福祉関係ね。まあ、そうしますと、現在の加入状況ね、加入状況は、恐らく全加入ではないと思います。そういう全町民を対象にした部分が、これからまあ、検討され、議会とも議論交わしながら、いずれは実施されていくことも、時期が来ると思いますね。そうしますと、先ほど申し上げましたように、その未加入所帯が現状のままでは、これ光ケーブルを引いた、目的は達成しませんはね。そうした場合に、担当課としては、今後、どのように推進をしていこうかと思うとんかということと、初めの説明では、未加入の人が新たにつけるいう時には、幹線からONUまでについては実費ですよ。つまり 10 万円掛ろうが、15 万円掛ろうが実費ですよという説明から始まっておったんです。ところが、今度 3 月議会では、一部、その改正がありまして、要するに、引込み線及び付帯工事、要するに幹線からONUまでした場合は、引き込みの場合は 6 万円ですけれども、両方した場合は 2 万円引きますよという、これ 4 万円ですね。そうですね。で、加入金が 2 万円になりますはね。当然。6 万円、あれで引こう思うたらいるわけです。そういうことを含めて、担当課としては、どういうふうに、先ほども言いましたように、どういうふうに推進をしていこう、加入のね、それ、ちょっと考え聞かせもらえますか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） まず、その加入の状態でございますけれども、4 地域ございますが、私どもで考えておりますのは、上月地域、南光地域についてはですね、ほぼ加入をしていただいとんではないかというふうに考えております。で、状況として、残って、未加入と言いますか、残っておる地域と言いますのが、佐用地域の大撫山から直接電波を受けれる地域。それから三日月地域におきまして、この光ケーブルを張る工事をする前にですね、1 組合 2 集落におきまして光ケーブルを張られ、施設を改良された組合がございまして、そこの部分がですね、未加入になっているのではないかと、この様に思っております。まあ、そういったことで、そこの部分が対象になってまいるわけでございますが、現在、テレビ放送ということが主体でございまして、まず推進でございますけれども、光ケーブルは、いろんな分野に、まあ活用が、議員ご指摘のようにね、できるわけでございますけれども、現段階で、そしたら、それを具体的にこうしていこう、ああしていこうというような、未だ計画までには至ってございませぬので、当面まあ、テレビとインターネットという部分がございまして、加入という面におきましては、テレビの内容をですね、やはり、その町民の皆さんに興味を持っていただけると言いますか、そういった方向での番組づくりと言いますか、そういうことが求められるのではないかなというふうに思っております。また、合わせまして、新聞折込等でも、その姫路ケーブルの方がですね、PR というふうなこともしていただいておりますので、そういったことも合わせまして、何とか、まあ、加入していただけないという思いでございます。ただ、まあ、こちらからいくら加入していただきたいと言いましても、そういう必要性と言いますか、そういう、まあ求めるものがですね、やはり、その方にないと、推進をしても、いや、私はこれでいいですよというふうにおっしゃる方もございますので、まあ、何とか、先ほど申し上げたようなテレビ番組の充実とか、そういったことで、ご加入がいただけたらなと、こう思っております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） これから、まあ大きな課題になると思います。

この件についてはね、まあ、一応、一応じゃなくって、18 年、19 年で完成をしておりますので、これは、1 回総務委員会でもね、総括をしていただいて、今後、どういう形で、そういった光ファイバーの充実、加入を図っていくかということについては、是非とも、所轄の委員会でね、検討協議していただきたいというふうに思います。

それから、次に、あの、2 番の国道 373 号線、円光寺地内、これは、まあ旧上月町から、本当、長年の悲願がまあ叶って、円光寺トンネルが開通し、4 月の 18 日に部分開通という形にさせていただきました。これは非常に私達、感謝をしております。ところが、まあ、それによりまして交差点ができたということです。それで、まあ、4 月 18 日に、私、18 日じゃない、19 日にまあ、秋里の方から、こう出た時に、これは、前の三叉路の状態よりも非常に危険だなということを、率直に感じました。それで、私とこの集落では、月 1 回ふれあいサロンいうて、集落の方が寄ってまあ、飲み物飲みながら、色々話すんですけども、そこで出たんは、車を利用される方、乗り物に乗られる方は、全ての方が、非常に危険だということでした。それで、4 月の 9 日に、地域づくり協議会の部会が、2 つの部会がありまして年間行事を決めるということで、私行かしていただいたんですけども、たまたま佐用警察の交通課長と久崎の駐在所の方が 2 名来られて何しに来られたのかな思うたら、やっぱり、その件で来られておりました。それで、そこでも、やはり、その非常に危険だということで、何とか信号を付けて欲しいという強い要望が出されておりました。

で、まあ、結局、今のね、吉永の方から出て右折。要するに、上郡の方に向く場合に、どういう出方をするかで 3 回止まらなあかんのんです。まず、停止線で止まる。それで、その前に横断歩道がありますので、停止線の時は、右見たら、大体、ちょっと何とか見えるんです。ところが、横断歩道で止まったら、もう全然見えんのんです。もう欄干で。もう全く見えません。で、それで 3 回目に確認をするんです。その確認をする時に、前があるやつは、もう出るです。前へ。そのぐらい出なんだら確認ができませんのんです。ほんで、左を見て、右見て行こかと思って、もう 1 回左見たら、次、車来よんです。そういう危険があるわけです。で、あの、これは明らかに構造的ですので、当然、慣れてどういうこう話じゃないんで、信号は付けて欲しいなということで、今、町長答弁を聞いておりましたら、そういうことを言ってくれておりますので、これまあ、当然、佐用郡だけの、佐用町だけの話じゃない、信号付けて欲しいいう話はね、県下のどこでもあると思いますけども、そういう状況ですのでね、いずれセンター長、久崎地区のセンター長の方から、その要望書が出ると思います。これについては、是非ともね、少しでも早く、大事に至らん状態の中でね、信号機が付いて、その信号機に基づいて、もう前、確認せんでも進めるように、是非ともお願いしたい。そういうふうに思います。その点、町長、もう 1 回、そういう強い意志を持っていただいて、確認させてください。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、先ほど答弁させていただいたとおりですね、そのことを確認して、まあ、これも、開通してみないと分かん。開通して初めて、そういう状況見てね、これは、ということで、それはまあ、担当課の方においてもですね、即刻ですね、県の方

にも話をしたりですね、色々と、その状況は把握しております。

ただ、まあ、その信号機というのは、県下でも、まあ、色々と問題が出てますように、たくさん要望があつて、まあ予算的には、直接、その県の公安の予算になってきますのでね、まあ、そういう中で、早く優先順位を上げて、できるだけ早くやってくださいという要望を強くしていくしかないということで、先ほど言いましたような形で、今後、要望を強くやっていきたいということで思っております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） そういうことで、それに対応して、ミラーを、ミラーを置いていただいております。それで、ちょっと、それでも前と比べていいんですけども、やっぱり遠い位置にありますんでね、確認も、ないよりはいいんですけども、そういうことですので、是非ともお願いしたいと思えます。

それで、教育委員会の総務課長に聞きたいんですけども、当然、そういう中学生の通学路のことが、その中でも出ました。非常にまあ、心配されておまして、これが、未だ部分開通ですので、まだ工事しておる所もあります。それが完成した時に、教育委員会としては、当然まあ、中学校それから P T A と、そういう形で相談をされると思うんですけども、この件については、どういう考え方を持っておりますか。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） あの、町長が、回答させていただいたように、未だ、その現状が、トンネルの手前の所の工事、それと円光寺地内の、まあ歩道、自歩道、歩道の整備が完了してませんので、そういったものが、きちり整った上で、再度点検しながら、登下校の通学路については検討するということで、ただ、今のところ、全ての整備が終わった段階では、通学に、通学の登校については、自転車ですんで、左側通行ということで、久崎方面の方からの登校については、全て学校まで左側通行できると。で、下校の時ですけども、下校につきましては、中上月の所は歩道がないということで、今のところ考えて学校と協議させていただいているのは、中上月の仁位橋のところに横断歩道があります。あそこを渡って自歩道の方に横断して、それから、あのトンネルを通過して、今度、トンネルを通過した後、その交差点のところを横断して、下には、そこを過ぎると橋を渡った以降については、また横断歩道がありませんので、四叉路のところ、もう一度、その横断歩道を渡って左側の自歩道を下校すると、そういう方向で、今、現状では考えております。はい。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） おそらくまあ、問題は、どこに横断歩道をだろうと思えます。非常に父兄の方も心配されておますんでね、まあ完成した状況をしっかり見極めながら、その安全な通学路を設定していただきたいと思えます。

それから、次に、双観橋の歩道の件ですけども、今、町長のこう話ですと、まあ 18 年

から 22 年度で、まあ中上月の踏切りの拡幅工事を、まあするということで、それに引き続く、まあ県の方は、長年の、これも要望しておりました国道の拡幅と歩道をつけるということです。ですね。で、まあ、最終、その結局、非常にまあ、これも前々からお願いで、そういうことが聞いておるんですけども、どうですか、県による財政が3割カット、一般会計がカットということになってますんで、それの方の影響はなしで、この計画は、26 年度ぐらいに最終年度いうて聞いとんですけども、これは、この件については、もう計画どおりと受け止めてよろしいですか。前、聞いようような話で。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、中上月の踏切からの拡幅事業ですね。

17 番（山田弘治君） そうです。以南のね。

町長（庵逄典章君） まあ、今のところ、県からは、まあ国の方で採択を受けておりますのでね、できるだけ、それは進めていきますということですけど、私は、それには、県の予算も随伴されておまして、やはり、影響は若干出て来るんだろうなという懸念はしております。ですから、どれぐらい遅れるとか、県からは、計画が変更するとかというような話は、一切聞いておりませんし、県の方としては、それは計画的にやっていきますということは言っておいておられますけどもね、当初の話では、約5年ぐらいでというお話でしたけども、はや既に5年、6、7年というような話に、

17 番（山田弘治君） 変わってきとんやね。

町長（庵逄典章君） 変わってきておまして。

それと、その踏切りの方がですね、まず先に、あそこの改良。まあ、これ、あのJRとの交渉ですね、そこのところを、解決早くしなきゃいけないんだというようなことも聞いて、まあ、その辺の時間的な、かなりが要してると、時間を要しているというようなことも聞いておられますけども。この辺は、できるだけ、もう、そういう影響を最小限に抑えてね、こう取り組んでいただくように、今後とも要望して参ります。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） と言いますのは、確認したんはね、それが当然、双観橋の歩道を切実に関連していきますんでね、それで、まあ、これ私、この要望書も、まあ今年の19年5月8日に4自治会長の連盟で、まあ出ております。それで、中見ていただいたら、危険、車と危険を直面しながら利用しておるということです。で、私も、そう思います。で、今日、あえて取り上げたんは、当然、その、今大型トレーラーが非常に増えておるんです。それで、そこを自転車とか、電気、電動の車椅子、そういった方の弱者ですね、そういう方が通る時に非常に危険なんやということを聞くんです。当然、それを、これも要望書も、それを踏まえての要望なんですけども、そういうことが、もうよく聞くんでね、それで、あの、まあ、その踏切から双観橋の改良計画、国道の方あるように聞くんですけども、町長も言われてました、双観橋は、双観橋の歩道としてね、是非とも独立した形で、この強

い要望をね県の方に挙げていただきたい。で、その時期ですけど、まあこれ県はしちやろ
いうことは、まあ必要じゃいうことは認めてくれとうのは聞いておるんですけども、町と
してね、正式に県の方に、その歩道を付けて欲しいんやという要望は、既に挙げられとん
か、その正式な形は、未だなんや、これからなんやという、今言う、中上月との兼ね合い
がありますのでね、踏切りと兼ね合いありますんで、お願いしとうけども、正式なあれば、
未だ来てないんか、正式な形で、もうしているんですよということか、それちょっと確認
させてください。

議長（西岡 正君） はい、建設課長ですか。

建設課長（野村正明君） 先ほど、町長答弁していただきましたように、昨年5月8日だっ
たと思いますけども、議員、今、ご指摘のとおり、4集落のね、要望書を受けて、町長の
副申をつけまして、町長自らお願いに行っていたいております。もう約1年以上になり
ます。

17番（山田弘治君） 正式と捉えてええんやね。

建設課長（野村正明君） はい、先般もですね、他の用があつて、このことを町長、強く言っ
ておられました。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） 建設課長に、ちょっと参考として聞くんですけど、こういう要望書
ね、要望書は、年間、なんぼぐらい、その町民言うんか、そういう自治会とか、そういう
形で町の方に挙がってくるんですか。それは、当然、町止まり、町宛てのがあると思いま
すし、県の方に、今言う、土木に持って行く、県民局に持って行く、それあると思うん
ですけど、大体何ぼぐらい挙がってきよんですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） あの、年明けましたから、平成18年の夏以降にですね、9月に総
務課の方にとりまとめをされました集落の課題ということで、それをイコール要望と捉える
ならば、その時に、約800件弱あったと思います。これは、142集落全ての課題です。そ
の内で、私とこに関係する土木関係、河川関係含めてですけども約400強あったと思いま
す。

そして、また、その中でですね、国県道の関係ありますから。

17番（山田弘治君） そやなしに、課長な。この要望書、独立した、独立した、こういう
要望書、今言う、5月8日に双観橋の建設してくれという、独立した形での要望書は、大
体年間何ぼぐらい挙がってきよんですかと聞きよんです。

建設課長（野村正明君） それ、ボチボチ、その話に持って行こう思うとったんです。

17 番（山田弘治君） ああ、そうですか。

建設課長（野村正明君） あのね、これについては、旧町の特徴みたいなんありまして、結構、旧上月においては独立してあげての率が高いです。それから、南光も、そういった気来がありますね。

それで、選別しまして、私とここで言うたら、やはり土木にお伝えしなきゃならないというのが、結構ありますから、その時には、当然、直ぐですね、町長の副申付けて、手持ち、手渡しをさせていただいております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） と言うんは、その、あのね、例えばね、町は、それで、ええんですけども、仮に県に届けた場合にね、その要望書、こういうの出ますんで、町長の意見書も付けてます。そういう場合、持って行った、持って行きますはな、例えば、今日、今日持って行きます。これお願いします。その後、町、町としては、こういう要望書に対しては、こういう質問が出て来たから、実は、これお願いしますよと行きよってんか、その中身の重要性を鑑みながら、折に触れて、お願いしますよというかかわりをされよんか、その係わり方は、県に行った分の係わり方は、どういうふうにされよんですか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 当然、後者の方でございまして、折に触れて土木なり県民局に寄った時に、その後どうですかというふうな問い合わせをさせていただいております。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） 結局、要望書は、それぞれ、やっぱり何とかして欲しいという思いでね出されとういうことで、担当課長も、そういうことで折に触れていうことの発言だったと思うんです。これは是非とも、まあ、そういうことを重きに置いて、まあ、今後ともお願いしたいと思います。

それで、まあ、最後に4番の、その千種川の右岸の竹林の撤去言うて、これについても、要望書がね、恐らく写真付きで出とうと思えます。これは、いつだったですかね、5月の、19年の5月、これも8日が出ております。これの中身については、私がこう、言うまでもなく、平成16年の9月の21号台風の状況を鑑みて出されております。それで、結局、これ出たいうことについてはね、久崎も非常に甚大な被害が出た。今までなかった家内にも出た。集落のね、その原因の1つが、あそこで、川幅の同じ（聴取不能）が狭なって来て、そこで首を絞められたいう形が出て、まあ、前に流れ、若干後行きますはね、それで越流したんじゃという、1つの認識をされて出ておるんです。それで、まあ、何とか、その竹やぶの撤去と、土砂もこれ溜まっておりますんでね、それと、それにつけては、16年の

21号の時にも、小赤松の1軒あるんですけども、越流して、かどの方へ行っただと。(聴取不能) 来たという状況で、もしね、あの堤防が決壊したら、高台、新しい住宅は、勿論べっちゃないんですけども、以外の家は、全て被害の対象になるということで、非常に心配されて、その竹やぶと土砂の撤去と堤防の強化をお願いしたという陳情なんですね。

で、これも命に関わることで、毎年、まあ今、何十年に1ぺんの大水だったないうことやなしに毎年出るという可能性もありますので、この辺について、課長、この要望書については、担当課としては、どのような位置付け、位置付け言うんか、どういう重要性を感じて県の方に要望を重ねていただいておりますか、そこら辺、ちょっと、見解伺えますか。

議長(西岡 正君) はい、建設課長。

建設課長(野村正明君) この件につきましても、町長が答弁されましたように、町長自らです、持って行かれて、要望もされております。それと、先ほどの件と合わせて、別件でつい最近、1週間程前にも、この件で要望されました。私も同席しておりました。

そういった状況の中で、ご指摘のようにね、16年の災害については、いろんなカ所で大被害があったと思います。基本的には、それに絡んで要望がたくさん出て来まして、佐用川、議員のご当地で言えば、佐用川と千種川合流地点までと言うならば、早瀬からね、中上月・下上月それから円光寺、橋梁の落橋とか含めて土砂の堆積ですね。これの除去。それからパラペットの嵩上げ、随分させて、土木はしていただいております。

基本的には、基本的には、申し訳ないんですけども、数多い中で、県の体力的なものもございまして、やはり民家に近い所を優先すると。これは原則でございまして。そういう中で、議員も、今、ご指摘されましたけども、いわゆる、このカ所、家内橋から上流ですね、上流、佐用川から千種川合流から下流へ家内橋、その下の右岸側にあるわけですけども、この竹やぶは。竹やぶなり、堆積土砂をですね、除けるのは、そんなに難しいことやないと思うんです。だけど、県の見解といたしましては、今、議員もおっしゃったように、家内橋から上流がね、河川が断面的に不足しておると。これを抜本的に解決しないと、いくら竹やぶを切っても、これはまた、生き物ですから、また生えてくるという問題があるという見解持っております。それと、若干ですね、今、おっしゃったように1軒ございましてけれども、これは、何も軽く見るわけじゃないんですけども、これは、一丁の時にですね、何かあった時には、やはり早急に避難していただくというふうな、この訓練も当然必要ですから、どちらかと言えば、まあ農地が多いカ所かなというふうな位置付けもございまして、上流の抜本的な計画樹立、構想ですね。これを早急に立てたいというのが本意でございまして。はい。

[山田君 挙手]

議長(西岡 正君) はい、山田弘治君。

17番(山田弘治君) あんまり時間もないんですけど。

この要望書は、竹やぶの、要するに、今、上郡の細野口かどっかで竹やぶを撤去されて、河川の拡幅を確保されて、堤防もされておるん、こういうことを多分望まれと思うんですね。この要望書はね。だから、それを念頭に置いていただきたいと思います。

まあ、非常に限られた中でね、何も、その今回での旧上月についても、あの上月のパラペットもしていただいております。それから、円光寺の地内の、その土砂も取っていただいております。その中で、ほ場整備という形で、町長も走っていただいております。お陰で感謝さし

ております。双観橋の方も、これもやっぱり、そういう立場の人に立って、もう3月に急遽撤去していただいております、そういうことについては、私も感謝しておりますし、関係する皆さんも非常に喜ばれております。けれど、そういう新しい課題も出ておりますので、これが、私が言いましたように、声は出せども、中々、大きな声は出せない。こういうことを、私は代弁して、今日発言をさせていただいておりますので、まあ1つひとつ、その事柄についてね、佐用町全体の中で、検討していただいて、できれば、早くできるものは早くしていただく、是非、実施に取り組んでいただきたい。早くできれば取り組んでいただきたと、そういうことをね、お願いさせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君の質問は終わりました。
これで、通告による一般質問は終了いたします。
ここで、昼食休憩に入ります。次の開会を1時40分といたします。

午後00時36分 休憩

午後01時37分 再開

議長（西岡 正君） それでは、全員お揃いですので、少し早いんですが、会議を再開いたします。

日程第2． 発議第5号 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

議長（西岡 正君） 日程第2に入ります。
発議第5号、過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題といたします。
発議に対する総務常任委員長の説明を求めます。総務常任委員長、石黒永剛君。

〔総務常任委員長 石黒永剛君 登壇〕

総務常任委員長（石黒永剛君） 過疎地域自立促進特別措置法の執行に伴う新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について。

同法は、平成12年4月1日より平成22年3月末をもって失効する時限立法であります。

制定の経過は、時限立法として昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」に始まり、その後55年過疎地域活性化特別措置法10年の経過をもって、その目的、その法の精神を受け継ぎ平成12年4月より今日に至っております。

この間、7回にわたる時代に即応をした改正を行い、脆弱な、脆弱な地方自治体においては、周知のとおり、その多岐にわたる支援によって一様の成果をみるところであります。

しかし、その法の目的とするところに、未だ至らず、現行過疎地域自立促進特別措置法の失効にあたり、これに変わる新法の制定を求める意見書であります。

参考までに、兵庫県下のみならず多くの自治体が強くこれを求めていることを申し添えておきます。

意見案を朗読し提案説明といたします。ご採択いただきますようお願いいたします。

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな過疎対策法の制定に関する意見書案。

過疎対策については、昭和 45 年の「過疎地域対策緊急措置法」を始めとした、4 次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところでもあります。しかしながら、全国的な人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域の問題は極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給、水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多くの多面的な機能を担っています。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域であります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成 22 年 3 月末をもって失効することになりますが、過疎地域が果たしている多面的公共機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要であります。過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同法に国民全体の安心安全な生活に寄与するものであることから、引き続き、総合的な過疎対策を充実強化させることが必要であり、新たな過疎対策法の制定を強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

提出先、内閣総理大臣、福田康夫様。総務大臣、増田寛也様。財務大臣、額賀福志郎様。農林水産大臣、若林正俊様。国土交通大臣、冬柴鉄三様。以上、よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） 発議に対する委員長の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決いたします。

これより発議に対する質疑に入りますが、去る 10 日の朝の全員連絡会で意見の調整済みでありますので、その点、お含みの上質疑をお願いしたいと思います。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案について討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を省略いたします。

これより、発議第 5 号、過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな過疎対策法の制定に関する意見書についての採決に入ります。

本案を原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり採択されました。

日程第3．議案第56号 工事請負契約の締結について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第3に入ります。

議案第56号、工事請負契約の締結について（佐用町異常通報等中央監視設備機能増強工事）を議題といたします。

提案に対する当局の説明は、6月10日に終了いたしておりますので、質疑・討論・採決を続けて行いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案第56号の質疑に入ります。質疑のある方。

〔町長「その前に」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 10日の議案提案の時にですね、基本的に説明をさせていただいておるんですけども、その後ですね、少し、その状況について新聞報道でも皆さんご存知のような状況が生まれましたので、私の方から追加の説明をさせていただきます。

今回、落札決定をし、仮契約をいたしております日立製作所につきましては、先般の札幌、北海道のですね、での下水道事業工事における、こういう同じ様な電気設備の中で、談合疑惑が持たれてですね、今、新聞報道だけの情報ですけども、公正取引委員会、公取の方のですね、調査が入ったという報道を受けております。

まあ、あの、これだけですね、今、世間の中で工事の発注、受注、その入札行為について、厳しく、この国民の目がですね、厳しい目が向けられている中でですね、なお且つ、今、こういう疑惑を持たれること自体もですね、非常に遺憾であり、残念だというふうに思うわけですけども、まあ、今、そういうことがどういうことであったとか、その処分とか、そういう決定されることでは、状態ではありません。公正取引委員会の方の調査と結果を待たなければならないと。それによって県なりが、どの様な、また国が、この処分をされるのか、そういう中で、また今後の町としても対応を考えていかなきゃいけない状況ですけども、まあ佐用町の当面の今回の工事につきましては、説明、前にもずっと説明をさせていただいたとおり、今回、こないだの職員の不祥事に係わる事件にかかわったということで、入札を破棄してですね、新たに予算を繰越をして、この度、もう一度、県の指導の下、設計内容も若干変えた中でですね、入札を行って決定をしております。

この予算上も繰越をしておりますので、もうこれ以上延ばすわけにはいきませんし、町といたしましては、合併後の下水道事業所のたくさんある中でですね、この中央監視施設の増設を行ってですね、効率的な管理運営をしていくために、どうしても必要な事業であります。まあ、そのためにはですね、やはり、自業者、業者の、こういう技術的な、やっぱり力というものを、その中でですね、この仕事をやっていただかないとですね、また町としても、何ら、何もできないと、町独自ではできないという状況でありまして、まあ県にも、色々と、その今の状況を問い合わせをさせたところですね、今のところ法的には別に、未だ、そういう調査に入った段階ということで、何ら契約上は問題がないということでもあります。まあ、町としては、できれば、そういうことで、この工事をですね、できるだけ早く、しっかり、きちっと工事を完成せるということについての責任は、私の方も、きちっと業者に対する指導なり管理をしてまいりますので、この日立製作所に対してですね、この度、工事請負契約の提案をさせていただいておりますけれども、その諸般の事情

を勘案していただいて、ご承認をいただきますように、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（西岡 正君） あゝ、質疑の前であります、今日、朝、町長の方から、ただ今のような報告がございました。

今の報告どおり繰越明許をいたしておりますので、なお引き続いての繰越はできませんので、そういう事情を考えました時に、補助金というのがなくなってしまうという状況という説明もありましたので、その点も、ある程度お含みの上質疑をお願ひしたいと思ひます。

質疑のある方。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 初めの町長の提案説明でもあったんですけども、そもそも、この事業についてね、提案説明の中で、町長は、スケールメリット、合併のスケールメリットと、それからコスト縮減ができる。それから機能増強。いうことを言われたんですけど、具体的に、まあ色々ある下水道の処理の機能やね、1つになって、一般的には、それが、町長言われるようにね、スケールメリットあって、コストの縮減というふうに思われるんですけども、具体的に、そのコストの縮減なり機能増強というのは、どういうふうなものなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答へください。

町長（庵途典章君） 担当課長。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 厚生常任委員会等でもご説明はさせてもらったんですが、繰り返させていただけますけれども、各処理場、佐用の浄化センター、それから三日月の浄化センター、まあ全部で特環の公共下水道の処理場が5カ所あります。それで、上月について2カ所は、もう既に平成8年当時から中央監視しております。それを、その中央監視装置は、中央だけ更新、10年経ったということで更新しておりますが、しております。これが、まず前提ですが、各処理場ごとに、その各処理場の監視装置、処理場にある監視装置を、それぞれ更新していくと、約5,000万、6,000万、7,000万という形、というのはマンホールポンプ場の中央監視ができてない所、ウェブ監視的に中央で分からない。音声通報装置が整備してないと、そういう形を取りまとめていくと、大体半分以下、4割以下の経費でもって中央監視装置を整備できると。これらが、それと、これによって、自宅からでも、いろんな形で異常通報を正確につかむこともできるし、日報月報とかを各処理場でプリントアウトしたり、そういう経費についても縮減できると。これについては、こないだの会計検査を受けたんですけども、その中ででも、こういう格好でミックス事業の中で、コスト縮減ができるという形の説明はさせていただきました。ちょっと、分かりにくい質問、説明かも分かりませんが、各処理場ごと、それぞれ個別でしていくんに比べて安く更新ができるという形でございます。

それから、将来、その農集についてどうするかという問題が、また別でございますけれども、これらも正確にしていく形が望ましいんじゃないかと思うとります。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。金谷君。
はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、ちょっと、先ほどの一般質問の関係もありますので、今回の開札の中で、4社指名の中で2社は辞退ということで、副町長は、辞退は届けは出ていけれども、理由は出てないということでありますけれども、ええっと、そういう指名停止基準や何やらの基準からして、正当な理由がなく入札に参加しないものは、1 カ月というふうな形で、1つの基準は定めてありますけれども、やっぱり、辞退届けを出すことだけでも正当な理由とみなされるのか、やっぱり辞退するには、その理由をはっきりさせるというのが普通の解釈じゃないかと思うんですけど、そのあたりはどう見たらいいんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、町の入札要綱につきましてはですね、今、お話のように正当な理由のない中で、入札に参加しなかった場合には1 カ月以内の指名停止処分をするということになっております。しかし、これは正当な理由の中にですね、今、お話のように辞退届け、これは辞退届けは、その会社、企業の都合によりということです。だから、そういう都合、会社の、その中の都合がどうであったかということまでは、問うことはできません。ですから、この正当な理由がなく入札に参加しなかったというのは、いわゆる無断で届けもなくですね入札に参加しなかったということ指しております。

ですから、辞退届けがあれば、それは、退職でも自己都合によりということと同じで、それがあれば、正当な届けがあって、理由であるというふうに認めざるを得ないということです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それでは、あの、常盤電機との関係で言いますと、常盤電機は日立製作所の販売代理店という関係であります。それからしたら、この工事事業に、事業の下請の関係ですね、常盤電機が、もし下請に入るようなことになれば、これは指名停止を受けた業者が入ることになって、非常に問題だというふうに思うんですけども、そういったことはないのかどうか、そのあたりをきちっと厳格に対処できるのかどうか、当局の見解を伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、それぞれの会社ですね、事業経営の責任の問題ですから、

要するに丸投げのようなですね、形の管理もしない、その常盤電機、例えば、常盤電機が、そのまま受けてるといような実態、これは建設業法にも違反するわけですから、それは、当然、厳しくチェックをしていきますけども、その日立製作所がしっかり管理をし、工事を基本的に元請として行っていく、その下のような協力会社、また職員技術者をですね、使われているか、それは、日立製作所の責任であります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ええっとね、これ町長、要綱の関係でどないかね。指名停止を受けた業者が、例え下請けにしる、町の工事を請けるということは、それは認められていないんじゃないんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、その正式、正式にと言いますか、その下請契約としてされることは認めてなかったとしても、その会社として、そういう技術的な、技術者の利用、応援とかですね、協力、それは、会社がどうしても、よく分かった人とか、そういうこと使われ、その方に、やっぱり見てもらわないと分からないという点があればですね、そこは、会社の責任でしっかりとした工事をしてもらうためには必要かと思えますし、そこまで規制する必要はないと、私は思っておりますけども。だから、まあ、そういう、その指名停止を受けた所が、正式に下請契約に基づいて工事を行っているというような実態はね、この辺は道義的にもおかしいということで、まあ、その、ちょっと私も、今、契約の、そこまでの、私どもの、下請負契約に基づく要綱まで詳しく今、私見てませんけども、その辺は、それには抵触しないようには、こちらでチェックをさせていただきますけども。

議長（西岡 正君） ちょっと、暫く休憩します。

午後 0 1 時 5 6 分 休憩

午後 0 1 時 5 7 分 再開

議長（西岡 正君） 再開します。
他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本君。

4 番（岡本義次君） 前回の説明の時にもお伺いしまして、今回について、約ですね、9,000 万近い金額が、まあ新しく効率良くですね、自宅からでも、こうやって分かるようになるとか、後の事務処理もできるという中でですね、人夫が減らせないんですかと聞きましたけれど、職員の減らすことまでがいかないという回答でございました。

しかし、これを入れることによってね、やはり、こんだけ効率良く金も入れて行くということであれば、今現在、例えば、下水道課で、何人夫掛って、こういう仕事やっておったけれど、今回1人も減らすことはできないけれど、何人夫分は、これによってね、軽くなるというふうに、やっぱり、そこら辺はおさえてとってもらって、次のね、また時には、それらも加味してどうなんじゃというふうには、しといてくださいよ。下水道課長。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 維持管理業者とも、これを想定した中で、いろんな格好で人数の削減とか、コスト削減の格好を取り組んできていることも事実です。

それから、まず正確な情報が中央に行って、それで、例えば、汚泥の流出事故がないとか、いろんな形をすることが、これも一番の大事な形で、雷とか、その時に音声通報装置が故障になって、実際は正常でないのに、通報がないことが正常であるとか、いろんな形が生まれることが、一番、私は心配しています。雷とか、それで通報装置がいかれておったと、だけど正確に伝わってないと。そういう形の中で、これは必ずする必要のあることであるということが、まず大前提です。その上に立って、何、まず更新事業とか、そこら辺が、いかにコスト削減ができるかと。当然、事業費においてできると。それから、維持管理は記録計とか、いろんな形の経費についても一緒です。それから、その上に立って、もう既に、維持管理業者のコスト削減は図ってますが、まあ、あの、その町についても、どうしたら、いろんな形でね、できるかというのは、当然ですが、相当削減はしてますんで、それ以外に当然、下水道でやらないかんことがあると思いますので、そちらの方が、力を注いでいくと、注いでいくという形になると思いますし、議員のおっしゃる、総トータルなコスト削減というのは、当然の話と考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） まあ、人においてはね、今回、減らすことができないという中で、色々な、今、課長の説明ありましたようなコストメリットと言うんが出て来ておりますんで、これを入れることによってね、諸々のもんが何ぼだったというぐらいなことはね、やはり、いわゆるはじいて教えていただきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、いいですね。

4番（岡本義次君） いいです。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18番（平岡きぬゑ君） 入札のあり方について伺いたいんですけど、前回、常盤電機が入札、落札した時の4社指名で辞退されたところが、今回、日立製作所が落札した、この入

札の関係で、また今回は、途中から辞退されているんですけど、その辞退のあり方で、午前中の一般質問では、書面で、それが提示されたということだったんですけど、今回の入札の関係の辞退は書面が出たんですか。その同じ同一業者の方が辞退されております。最初からの辞退ではなくて、途中だったので、その点、説明してください。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） はい、2回目の入札の時に、文書で辞退をさせていただきますということで出ました。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18番（平岡きぬゑ君） 辞退する、した業者に対しては、それは、まあ会社の都合で、そういうことになったという説明だったんですけども、最初の時は、そういうことだろうと思うんですけど、そこを改めて、再度指名するというのは、最初の経過を踏まえて、その点は、検討委員会では、どのように検討されたのでしょうか。検討しているんですか。いないんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 検討、その審査会に上げる前にですね、これは課長の方は、まあ、こういう事業で、前のこういう経過があって、改めて入札を行うと。これ非常にまあ、その参加業者と言いますか、この工事を行う業者ですね、これができる能力のある業者というのは、もう限られてくると。どういうふうに、まあ、そのしたらいいだろうということで、かなり県とも相談したり、私らも、色々と議論をしたところです。

まあ、それで、実際には、元々、今、入っている機械とですね、日立関係の機械がずっと入っている中でですね、少しでも安く、最初の入札設計の段階で、今ある設備を統合するという活用して設計をしておりますからね、そういう中で、こういう機械を扱っている業者、まあ、そういうことで、この西川計測というところもですね、当然、そこが入っていたと。で、前は辞退しておりますけれども、今回は、入札設計内容も変えて、改めての入札です。ですから、向こうで指名してですよ、辞退、参加されるかどうか分かりませんが、一応、当然、そのできる能力のある業者ということで指名の中に入れるということだったわけです。

で、実際には、今回は、1回目の時には、応札はされております。

しかし、応札金額の中で、それ以上はできないということで、まあ、その当然、それ以上下げるといふことであれば、入札をしてくるわけですけども、もうそれ以上はできませんということで、2回目は辞退されたというふうに、私は、解釈をしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 先ほど、下請についてはね、厳格にやるということですがけれども、常盤電機、再ほど、鍋島議員の方からありましたけれども、常盤電機と、それから日立製作所神戸支店との、日立製作所ですけれども、昭和 10 年にね、常盤電機は、日立電機との特約店契約結んで、長い間して常盤電機自身も、ホームページ上で、日立と共に歩む技術商社だというぐらいな、その関係ですから、日立は、日立神戸支店が受けて、常盤電機が、また下請けに入る。厳格に言われましたけど、それは、どういうふうにやられるんですかね。今まで、1 回目の 3 月の入札の時でもね、常盤電機が取る。それをやり直して、今度また、改めて深い関係のある日立製作所神戸支店が、その契約されるというわけですから、その関係からして、下請けになるんかどうか、厳格にやられるのは、どういうふうに、今後、見守っていかれるんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 厳格にというのは、当然、工事を行うんにわたってですね、そういう下請契約、そういうものがなされるかどうかということです。それが、されるのであれば、それはできませんということです。ですから、その後は、それ以上のね、会社としての中で、確かに、日立製作所が、じゃあ、どういう、その技術者なり職員を使われるか、それはもう別に常盤電機で例えば勤められた人を使われるとか、そういうことは、会社の中での話しですから、それは、町としては、できるだけ、しっかりと、よく分かった人が、きちっとやってもらうということが、仕事ができればいいということになりますからね、その点においては、その会社間の契約の中での契約まで、町に対する契約なり、それについては、きちっと管理ができますけれども、会社間、会社がどのような職員を使われたり、技術者を使われるかということについては、ここは、やっぱり会社の責任の問題だと思っておりますけども。

議長（西岡 正君） はい、金谷君いいですか。

6 番（金谷英志君） いいです。

議長（西岡 正君） はい、他に。

[松尾君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7 番（松尾文雄君） まあ、この度の工事請負契約については、いわゆる再入札ということで、当時の設計から、若干こう縮小した中で入札されてあるわけですが、まず、その中で、当初計画していた監視システムに対して、影響があるのかなのか。

まず、その後、追加工事もあると聞いておりますけれども、そういった、今現在ですと、最初の入札から比べれば安く上がってますけども、この追加工事を含める中で、いわゆる

常業が受けた金額と、今度の工事の金額というのは、どういうふうな差になるのか、まあ、常盤が請けた時点では、一番手と2番手が1億からの差があったという経過もありますし、非常にこう常盤そのものが安く請けてたのかなという部分もあるんですけども、そういった中で、設計を縮小する中で、再入札して、今、日立ということですけども、まあ、提案説明の中でも工事の変更がありますよということを、もう既に言われているわけですけども、そういった設計を入れた場合に、どれぐらいアップになっていくのかなというのかな、常盤が請けた金額内で納まるのか、それ以上になるのか、予測としてどんなものでしょうかね。そういうことすることによって、本来の目的の中央監視システムいうものは十分機能できるのかできないのか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 担当者から、課長から、色々と説明を受けてる範囲内においては、今、設計変更の中です、今後、若干システムが変わる、常盤の時と、最初に入札した時と、少し違うところもあるようですけども、トータル的な費用としては、若干増えると。増えると言いますのは、今のCATVですね。この光ケーブルを各それぞれの今のポンプですね、とか処理場、そういう所にも活用して行くということまで含めて、これから、その分については、例えば、ウイックなり、その関係の下請業者、近畿電気なり、そういう所に委託をしなければいけないという部分も出て来るようですよ、トータル的な予算としては、若干増えるだろうと。ただ、大きく、その予算がですね、増えるということなことは、考えておりませんし、できるだけ、まあ、その当初に入札した、この常盤電機が一応、いったん決めた金額というものが出ておりますから、それが1つの基準として、事業としては進めていきなないというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、松尾議員よろしいか。

[松尾君 挙手]

議長（西岡 正君） はい。

7番（松尾文雄君） そしたら、まあまあ、トータル的に増えるということは、若干内容もよくなるという解釈でいいですね。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵途典章君） まあ、

7番（松尾文雄君） 全く一緒いうんじゃないですよ。

町長（庵途典章君） じゃないです。まあ、そのトータル的に、予算的に、ある程度増えるだろうという中で、そういう物もうまく利用したシステムにするということです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

7番（松尾文雄君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 56 号、工事請負契約の締結について（佐用町異常通報等中央監視設備機能増強工事）での採決に入ります。議案第 56 号を原案のとおり可決することに賛成の方挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（西岡 正君） お諮りします。明 6 月 14 日から 6 月 24 日まで本会議を休会したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、来る 6 月 25 日午前 9 時 30 分より再開いたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さんでございました。

午後 0 2 時 1 5 分 散会
